



# スチュワードシップ活動報告書 (2021年)

[対象期間：2020/7～2021/6]

今日と未来を、つなぐ。

**日本生命保険相互会社**

Nippon Life Insurance Company

2021-1659G, 株式部

## < 目 次 >

第1章	はじめに	1
	(1) 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて	1
	(2) コーポレートガバナンス・コード策定を受けて	2
第2章	当社のスチュワードシップ活動の枠組み	3
	(1) 当社の資産運用の考え方	3
	(2) 当社のESG投融資の考え方	6
	(3) 当社のスチュワードシップ活動の考え方	8
	(4) 当社のスチュワードシップ活動の体制	11
	(I) 全体像	11
	(II) スチュワードシップ諮問委員会について	13
	(5) スチュワードシップ活動の各プロセス	16
	(I) 対話のプロセス	16
	(II) 対話のテーマ	18
	(III) 対話のアプローチと議決権行使や投資判断への反映	22
	(IV) 議決権行使プロセス	23
第3章	スチュワードシップ活動の取組結果	25
	(1) 日本版スチュワードシップ・コード制定後7年間の当社の取組み	25
	(2) 2020年の活動結果(2020年7月~2021年6月)	26
	(I) 対話の実施状況	26
	(II) 議決権行使に係る重要な論点がある企業の期末時点の状況	27
	(III) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話の取組み状況	29
第4章	スチュワードシップ活動の取組方針(2021年7月~2022年6月)	30
	(1) 全体像	30
	(2) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話①【収益性(低ROE)】	31
	(3) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話②【少数株主利益保護】	32
	(4) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話①【全体像】	33
	(5) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話②【気候変動】	34
第5章	議決権行使結果(2020年7月~2021年6月)	36
第6章	日本版スチュワードシップ・コードの諸原則への取組と自己評価	37
	【資料①】対話及び議決権行使の事例集	
	【資料②】議決権行使精査要領	

## スチュワードシップ活動報告書の作成にあたって

日本生命保険相互会社（以下、当社）は、生命保険事業の公共性や負債特性等に鑑み、投資先企業の企業価値向上の果実を中長期にわたる安定的な株主還元や株価上昇、社債の安定的な元利償還という形で享受することを運用の基本方針とし、長期投資を行う機関投資家として、環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋げるとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

このような取組に際しては、日本の特性や現状も踏まえ、企業との相互信頼にもとづくWin-Winの関係を構築することで、ともに成長していくことが重要であると考えており、対話に重点を置いたスチュワードシップ活動を実施しております。

これまで日本版スチュワードシップ・コード制定後7年間にわたり、体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質を向上し、株主還元や収益性、G（ガバナンス）など議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話に加え、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについてもより一層対話活動のウエイトを高めてまいります。

また、議決権行使の賛否判断を行う際にも、画一的に判断するのではなく、対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を踏まえ、きめ細かく判断することとしております。

こうした当社のスチュワードシップ活動をステークホルダーのみならずみなさまに正しくご理解いただくためには、単に議決権行使の結果のみを掲載するのではなく、基本的な考え方、対話活動や判断の過程と合わせて結果を示していくことが重要だと考えております。よって、スチュワードシップ活動報告書（以下、本報告書）では、当社のスチュワードシップ活動についての基本的な考え方を総論としてお示するとともに、各論として対話における論点ごとの進捗状況や議決権行使結果の集計表に対応する形で、事例の紹介を行う構成としております。

具体的には、対話活動の取組状況として、議決権行使に係る重要な論点がある企業393社（論点ベースで444件）に対する、論点ごとの進捗状況と進捗状況別の各事例及び環境・社会に係る対話事例を掲載しております。この開示により、個別企業における固有の状況を踏まえ、中長期的視点に立って改善をサポートするという当社の対話スタンスにつきご理解いただけるものと考えております。

また、議決権行使の事例について、主な議案の種類ごとに、賛成・反対の双方の事例につき、その判断の経緯と結果を対比する形で示しており、「議決権行使精査要領」と合わせてお読みいただくことにより、当社の議決権行使の判断に対する予測可能性が高まるものと考えております。

なお、別冊のサマリー版は、本報告書の要点をまとめたものとなっております。上述のとおり、【資料①】対話及び議決権行使の事例集と合わせてご覧いただければ幸いです。

今後とも、「対話を通じて企業の発展に寄与・貢献する」という考え方にもとづき、スチュワードシップ活動を推進してまいります。

2021年9月

日本生命保険相互会社

## お伝えしたいポイント

投資先企業との信頼関係、W i n - W i n の関係を維持するべく、対話に重点を置いたスチュワードシップ活動を実施。日本版スチュワードシップ・コード制定後7年間にわたり、体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質を向上し、株主還元・収益性・G（ガバナンス）など議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話に加え、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについてもより一層対話活動のウエイトを高める方針。

複数年対話を継続し、議決権行使に係る重要な論点を解消※

- 2017年7月時点で議決権行使精査要領に抵触した先と複数年対話を継続し、**4年累計で6割超が議決権行使に係る重要な論点を解消**  
—うち**株主還元やガバナンスは約7割、収益性（低ROE）は約4割**が論点解消

※議決権行使精査要領に抵触しなくなることを「議決権行使に係る重要な論点を解消」と記載しています。

E（環境）・S（社会）テーマの対話を強化し、投資先のサステナビリティについての取組みを後押し

- 活動を強化し**672社・延べ863回の対話を実施（対前年+362社、+509回）**
- E（環境）：**本社ポートフォリオの温室効果ガス排出量の8割を占める71社**と気候変動を主要テーマとする対話を実施し、情報開示充実を要望  
⇒上記対話先の**約8割超**の企業が気候変動問題に係る情報開示を充実
- S（社会）：企業を巡る環境変化も踏まえ、重視する対話テーマを年々拡大

# 第1章 はじめに

## (1) 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて

2014年2月26日、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》が策定・公表され、日本生命保険相互会社（以下、当社）は、責任ある機関投資家として、コードを受け入れる旨を、2014年5月26日に表明いたしました。

以降、コードの改訂を踏まえた公表項目の更新等を順次実施してまいりましたが、2020年3月24日に再改訂版スチュワードシップ・コード<sup>1</sup>（以下、当コード）が公表されたことを受け、「スチュワードシップ活動の基本的な考え方<sup>2</sup>」の改正等の対応を実施しております。

当コードでは、機関投資家が投資先企業とサステナビリティの考慮等に基づく建設的な対話に取り組むことで、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促し顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任として「スチュワードシップ責任」という概念が定義され、機関投資家が当該責任を果たすにあたり、有用と考えられる諸原則が定められています。

当社では、生命保険事業の公共性や負債特性等に鑑み、投資先企業の企業価値向上の果実を中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受することを投資の基本的な考え方とし、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて中長期的な企業価値向上に繋げるとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを重視しております。

当コードが掲げている、建設的な対話などを通じて企業価値の向上や持続的成長を促すという考え方の根幹は、当社のような考え方やスタンスに合致するものであり、その理念に賛同するとともに、再改訂の趣旨を踏まえ、当コードの適用資産を国内株式だけではなく国内社債にも拡大いたしました<sup>3</sup>。

なお機関投資家にも様々な形態が存在し、運用成果が顧客に直接帰属するか否かといった運用資産の性格の違いや、リターンを求める期間の違い等もあることから、機関投資家ごとに投資先企業とのエンゲージメントの時間軸や方向性、ひいては、スチュワードシップ活動そのもの

---

<sup>1</sup> 当コードの内容については、以下URLをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324/01.pdf>

<sup>2</sup> スチュワードシップ活動の基本的な考え方については、P8をご参照ください。

<sup>3</sup> 国内社債の運用機能については、グループの資産運用態勢高度化を目的として、2021年3月より、資産運用子会社であるニッセイアセットマネジメントへ移管しております。

のへのスタンスも区々であると考えられます。当社では、当コードが掲げている考え方を踏まえ、当社の運用スタンスに合致した、企業との対話を重視するスチュワードシップ活動を行い、PDC Aを継続的に実施していくことで当社のスチュワードシップ活動を一層充実させ、より効果的なものにするべく努めてまいります。

## **(2) コーポレートガバナンス・コード策定を受けて**

2015年6月1日、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために～」<sup>4</sup>（以下、コーポレートガバナンス・コード）が策定され、2021年6月11日には、取締役会の機能発揮やサステナビリティを巡る課題への取組み等について、内容が再改訂されました。

当社では、コーポレートガバナンス・コードが、実効的なコーポレートガバナンス態勢の構築に向けた個々企業の取組を促すのみならず、日本版スチュワードシップ・コードと対をなして、投資家と企業の建設的な対話を活性化させる原動力となると考えており、その理念に賛同しております。コーポレートガバナンス・コードに記載されている項目について、企業が積極的に取組んでいくことを、当社も前向きに捉えております。

一方で、望ましいコーポレートガバナンスの在り方は個々企業によって区々であると考えられます。また、日本版スチュワードシップ・コード同様、コーポレートガバナンス・コードにおいても、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されていることを、当社も尊重しております。

したがって、当社では、投資先企業に対しコーポレートガバナンスについて画一的な対応を求めるのではなく、対話を通じて企業のスタンスや考え方の把握に努めるとともに、課題意識の表明を含めた建設的な意見交換を重ねることで、企業の自律的な対応を促し、中長期的な企業価値向上に向けた企業の取組をサポートしてまいりたいと考えております。

---

<sup>4</sup> コーポレートガバナンス・コードの内容については、以下URLをご参照ください。  
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>

## 第2章 当社のステewardシップ活動の枠組み

### (1) 当社の資産運用の考え方

当社は、生命保険契約というご契約者との長いお約束を守り、保障責任を全うするとともに、より多くの配当を長期・安定的にお支払することを使命とし、資産運用に取り組んでおります。

具体的には、ご契約者にお約束した利回りの安定的な確保のため、円金利資産である公社債等の運用を軸としつつ、厳格なリスク管理と経営の健全性確保を前提に、株式をはじめとしたリスク性資産への投資を行っております。

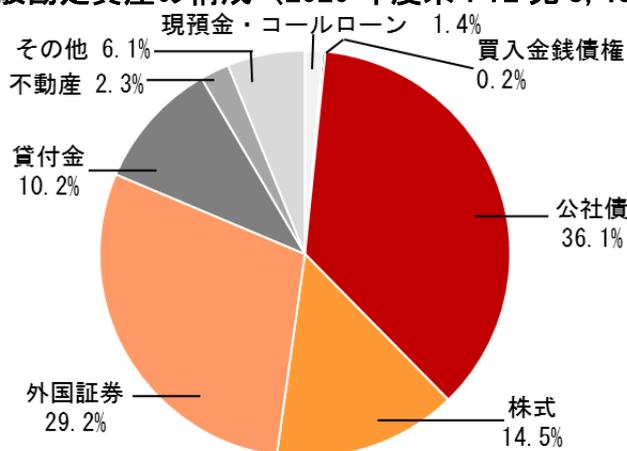
また、バランスの取れた分散型ポートフォリオの構築や、中長期的に相場循環を捉えた売買を通じて、安定的な収益力の向上に努めています。

こうした資産は、ご契約者からお預かりした保険料の集積であることから、投資にあたっては、安全性・収益性・流動性に加え、公共性を勘案しております。

#### 【当社の資産運用の基本的な考え方】

- ①ご契約者に対する経済的保障責任を全うすることを第一義として資産の運用を行う
- ②一貫した運用戦略の遂行を通じて運用収益の長期・安定的な拡大を図る
- ③生命保険事業の使命や公共性をふまえ、ご契約者に納得いただける運用を実践する

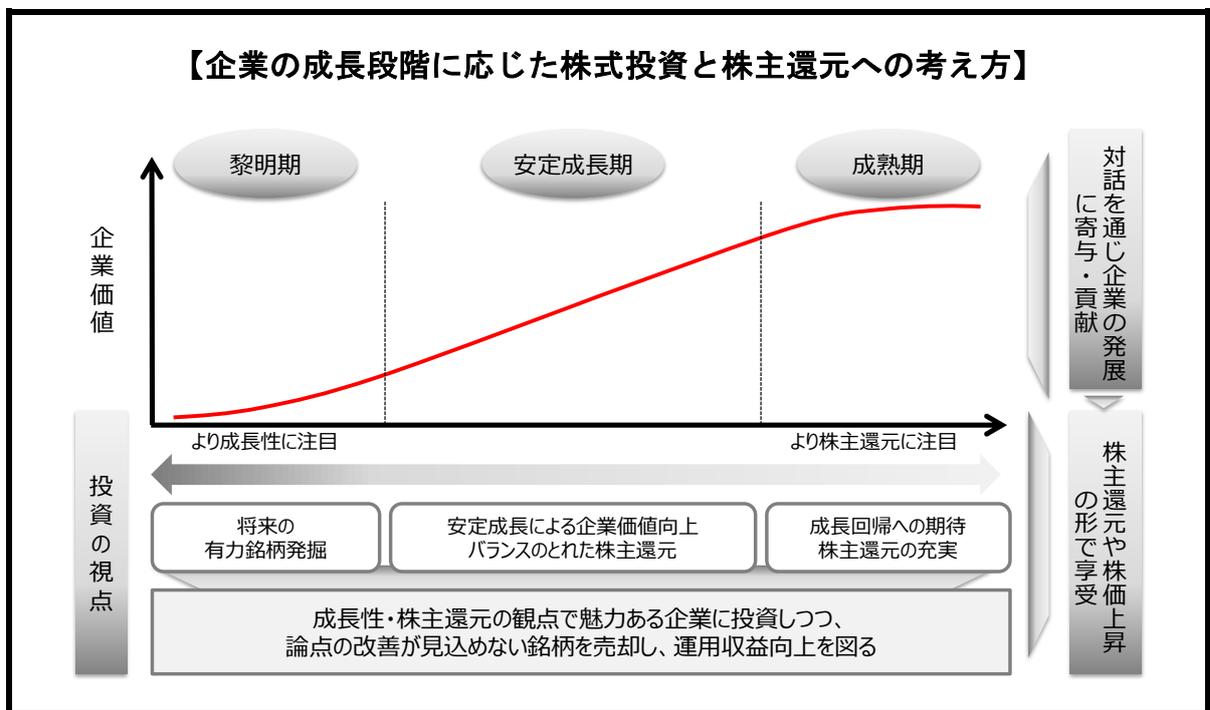
#### 【当社の一般勘定資産の構成（2020年度末：72兆8,469億円）】



## ＜当社の株式投資の考え方＞

株式投資におきましても、生命保険事業の特性等に鑑み、リスク・リターン等を考慮しつつ、持続的な成長が期待できる企業や、株主への利益還元に向きに取り組んでいる企業等に、長期保有を前提とした投資を行い中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

こうした考え方にもとづき、投資先企業の選択にあたっては、企業の成長段階を見極めながら、今後の成長性と業績に裏付けられた株主還元等を定量的・定性的に分析して投資を実施しております。



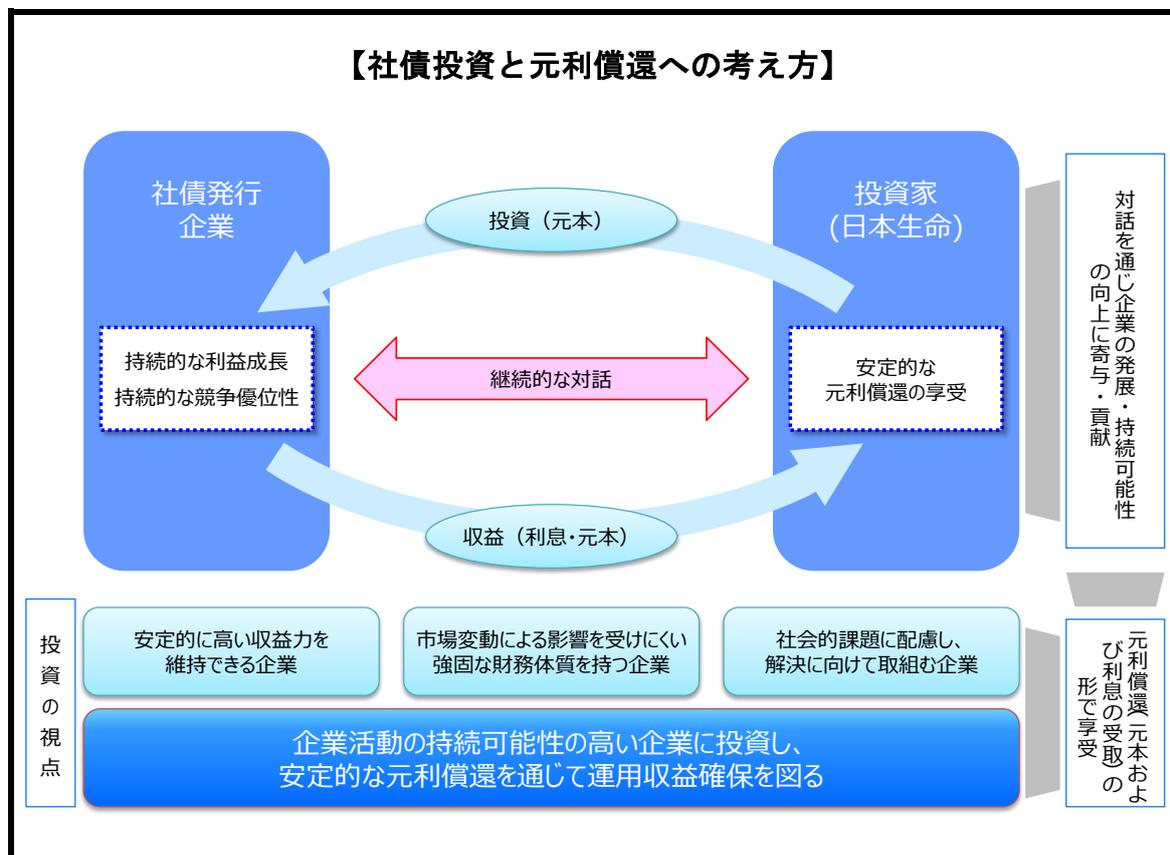
当社では、スチュワードシップ活動の中でも建設的な対話を重視しており、対話を通じて投資先企業と様々な論点の共有化を図り、解決に向けて共に取組むことで企業価値向上の実現を目指しております。投資先企業との良い緊張感のある関係を保ちながら、当社と投資先企業がともに成長していく、共存共栄の関係を築くことを目指しております。

また、日本経済への長期資金の供給者として、持続可能な社会の実現や、日本経済・企業の発展といった社会公共性に資する投資を行う観点から、銘柄選択にあたっては、日本のインフラを支える産業をはじめとして幅広い産業・企業に投資を行い、地域経済を支える地方企業にも積極的に投資を行っております。

## ＜当社の社債投資の考え方＞

社債投資におきましても、生命保険事業の特性等に鑑み、リスク・リターン等を考慮しつつ、企業活動の持続可能性が高い企業等に、長期保有を前提とした投資を行い、中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、安定的な元利償還といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

こうした考え方にもとづき、投資先企業の選択にあたっては、企業の持続可能性を見極めながら、今後の成長性と業績に裏付けられた元利償還等を定量的・定性的に分析して投資を実施しております。



## **(2) 当社のESG投融資の考え方**

創業以来、当社は、生命保険事業の基本精神に基づき、生命保険契約に基づく長期の資金特性を活かし、収益性、安全性に加え、持続可能な社会の実現や、日本経済・企業の発展といった社会公共性に資する投融資を行ってまいりました。また当社グループの資産運用会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社は2006年に国連責任投資原則に署名し、2008年にはESG評価を国内株式の運用プロセスに組み込む等、当社グループでは、2015年にSDGsが国連によって採択される前から、環境・社会・ガバナンスの観点を重視して投融資に取り組んできました。

ESG投融資は、こうした創業以来の基本精神に沿った取組みであり、2017年3月には当社が国連責任投資原則に署名するとともに、「ESG投融資の取組方針<sup>5</sup>」を策定し、取組を一層強化しております。また、2021年度に開始した新中期経営計画では、「サステナビリティ経営」を事業運営の根幹のひとつとして掲げ、安心・安全で持続可能な社会の実現に向け、社会課題解決に資する取組みを推進していく方針としており、ESG投融資をその重要な取組みとして位置づけております。<sup>6</sup>

具体的には、環境・社会課題の解決に資する資金を提供するESGテーマ投融資や従来より注力してきたスチュワードシップ活動を含む投融資先とのエンゲージメント、さらに2021年度からすべての資産に導入した、投融資判断にESG要素を加味するインテグレーション等、さまざまな手法をバランスよく活用しております。この他、経済的リターンの獲得と併せて、環境・社会的インパクトを定量的に評価するインパクト投資にも取り組んでおります。

スチュワードシップ活動においては、従来取り組んできたガバナンスに関する対話に加え、環境や社会をテーマとする対話も実施しております。対話で得られた情報を活かし、ESG評価を行うことでインテグレーションと連動させ、投資判断プロセスを強化しております。

また、新中期経営計画では、2050年に温室効果ガス排出を全体でゼロにするという日本政府の方針も踏まえ、当社の資産運用ポートフォリオにおけるCO<sub>2</sub>排出量<sup>7</sup>について、2050年にネットゼロとする目標を設定しました。CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスを多く排出する企業は、気候変動への対応コストが大きいことから、将来的に株式や社債等の資産価値が低下するリスクがある一方、投資先企業の前向きな取組みは、企業価値向上やリスク低減を通じ、ポートフォリオの収益力向上につながる機会ともなります。こうした考えから、当社は気候変動を資産運用上の重要な要素と捉え、対話活動においても取組みを強化しております。

引き続き、ESG投融資を通じて、持続可能な社会の実現と長期安定的な収益の確保の両立に努めてまいります。

<sup>5</sup> 取組みを強化する観点から、2021年3月に改訂いたしました。

<sup>6</sup> 本社ESG投融資取組みについてまとめた「ESGレポート(仮)」を10月頃に公表予定。

[https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan\\_unyou/esg/](https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/esg/)

<sup>7</sup> 投資先排出量は、国内株式・国内社債を対象に取り組みを開始しています。

## 【当社のESG投融資の取組方針】

当社は、生命保険会社としての社会的責務を踏まえ、すべての資産において、資産特性・地域特性に応じ、中長期的な視点から環境・社会・ガバナンスの観点から考慮した資産運用を行います。そのような資産運用を行うことで、環境や地域・社会と共生し、世界経済・企業と持続可能な成長を共有するとともに、長期安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

1. すべての資産における運用プロセスでESGの観点も考慮し、持続可能な社会の実現への貢献と長期安定的な運用収益の確保の両立に努めてまいります。  
また、ESGをテーマとする債券投資や融資等においては、資金使途が環境・社会課題の解決に資するかといった観点を確認するほか、環境・社会に配慮した不動産投資にも取り組んでまいります。
2. 投資先企業との建設的な対話において、ESGをテーマとする対話を行うとともに、適切なスチュワードシップ活動を実施し、投資先企業の持続可能な成長を後押ししてまいります。
3. 投資先企業との対話において、財務情報だけではなく、ESGの観点も含む非財務情報の開示充実を求めるとともに、適切な情報開示の在り方についても調査、研究してまいります。
4. グループ会社とのESG投融資ノウハウの共有や、署名企業や業界団体等との情報交換、先進事例の研究等を通じ、ESG投融資における運用プロセスの共有や改良に努めます。
5. ESG投融資実施状況の公表や、ESGに関する国際的な会議等への参加を通じた意見発信等、ESG投融資に関する活動内容について積極的な発信を行い、ESG投融資市場の活性化に貢献します。

### **(3) 当社のスチュワードシップ活動の考え方**

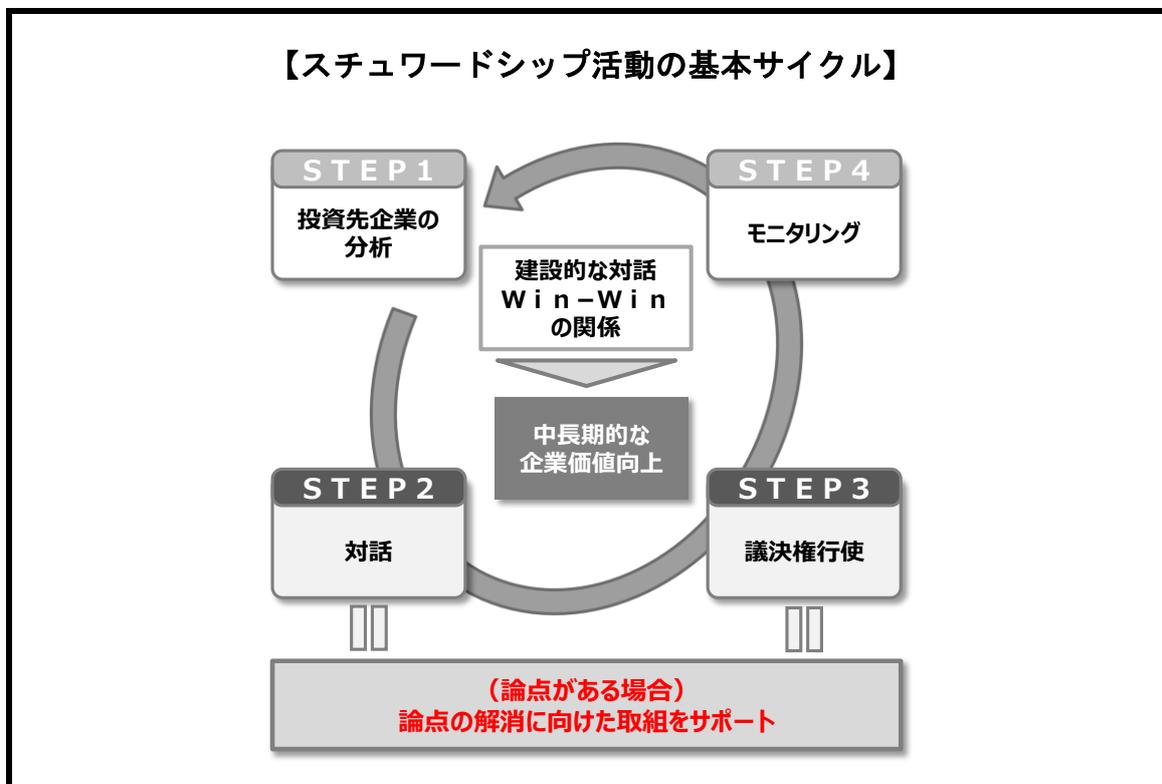
当社は、スチュワードシップ活動において、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献し、企業価値向上の果実を享受するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。このような取組みに際しては、日本の特性や現状も踏まえ、企業との相互信頼にもとづくWin-Winの関係を構築することで、ともに成長していくことが重要であると考えております。

スチュワードシップ活動をより充実させていく観点からPDCAを継続的に実施し、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の充実に努めております。

#### **スチュワードシップ活動の基本的な考え方**

1. 投資先企業と環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話に取り組むことで、中長期的な企業価値向上を促し、その果実を株主還元や株価上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受して運用収益の拡大に繋げるとともに、「安心・安全で持続可能な社会」の実現を目指します。
2. 対話内容をPDCAの観点から継続的に振り返りつつ、企業の取組の変化を確認し、必要に応じ追加の働きかけを行うことで、対話の実効性を高めます。
3. 投資先企業との継続的な対話を通じて、当社の考え方や課題意識を伝えるとともに、議決権行使においては、画一的に賛否を判断するのではなく、個別企業の状況を十分に検討したうえで、賛否を判断します。
4. 対話を通じても投資先企業の取組みに改善が期待できない場合、議決権行使における反対や、株式及び社債の売却等を検討します。
5. 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解にもとづく、日本の特性や現状も踏まえた建設的な対話を通じ、投資先企業の持続的な成長に資するよう、高度な知見と専門性を持つ人材の育成に努めます。

こうした考え方を実現するために、当社では、次に記載する【STEP 1】から【STEP 4】までの基本サイクルに沿って、スチュワードシップ活動を実践しており、投資先企業との建設的な対話に取組み、対話を通じて企業の発展に寄与・貢献してまいります。



#### STEP 1

株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えたアナリストやポートフォリオ・マネージャーが、企業の業績や財務状況、業界動向等につき情報収集を行い、投資先企業を分析して対話の論点を特定します。

#### STEP 2

投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて、投資先企業について理解を深めるとともに、目指すべき方向性についての認識を共有します。当社が重要な論点があると考え、投資先企業に対しては、対話のなかで認識のすり合わせを行い、重要な論点と目指すべき方向性を共有化し、解決に向けた取組方針等を議論します。

投資先企業との対話は、例えば決算発表後のミーティングやIRミーティングなどを通じて行っております。この際、経営戦略や株主還元、収益性など様々なテーマについてヒアリングを行い、企業の状況を把握するとともに、企業の目指す方向性を確認しております。

### STEP 3

全ての保有株式の議決権を行使いたします。その際、当社議決権行使精査要領に沿って重要な論点を抽出したうえで、それら重要な論点がある企業に対しては、画一的に賛否を判断するのではなく、論点の解消に向けたこれまでの取組状況や、今後の方向性を十分に評価したうえで、賛否を判断いたします。

### STEP 4

対話や議決権行使を経て、投資先企業と共有した目指すべき方向性に沿って経営が行われているかといった視点から、決算内容の確認や各種モニタリングを行い、投資先企業の企業価値向上プロセスを確認します。

当社では、こうした一連の基本サイクルを繰り返すことで、中長期的に企業価値が向上し、投資先企業とのWin-Winの関係が構築されると考えております。なお、この過程において、対話を通じて改善を促しても企業の取組に変化が見られない場合や、議決権行使において議案に反対とした場合については、状況に応じて株式の売却も検討してまいります。

## (4) 当社のスチュワードシップ活動の体制

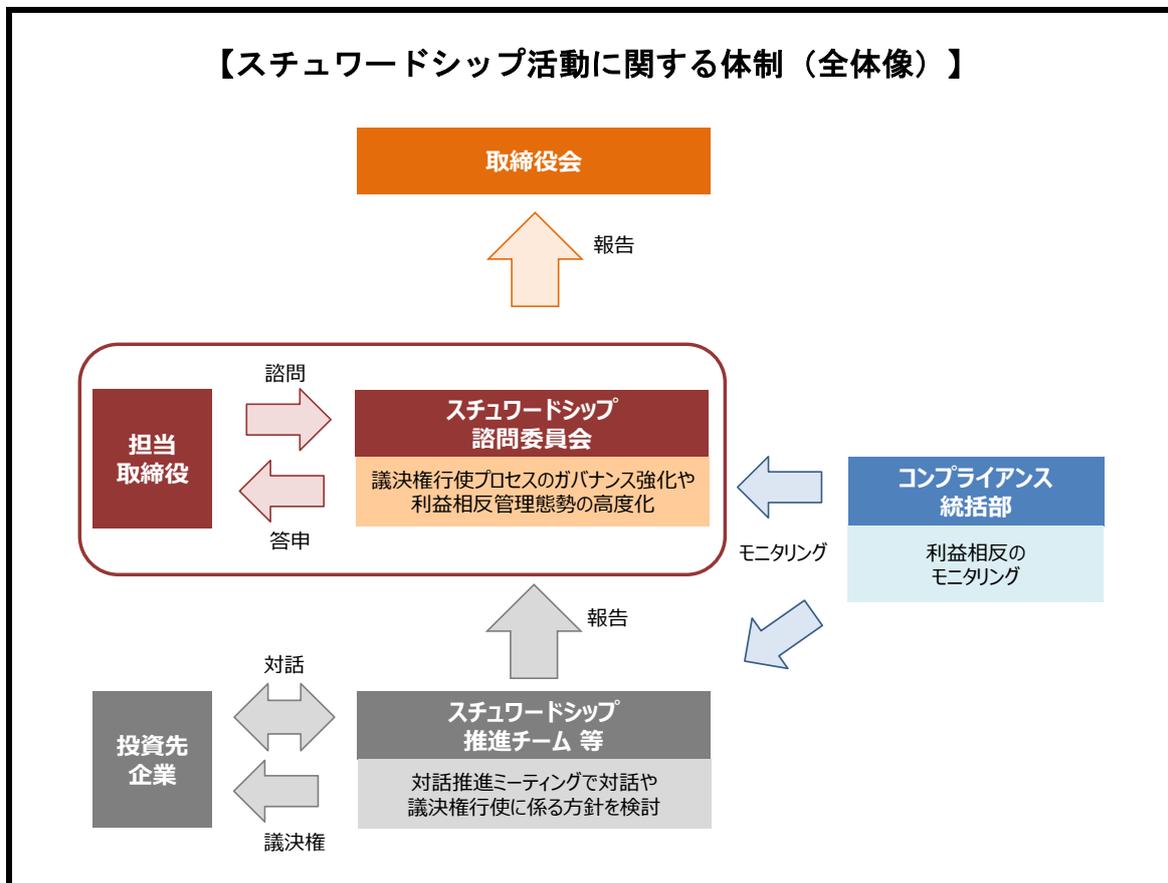
### (I) 全体像

当社のスチュワードシップ活動は、株式部内に設置したスチュワードシップ推進チームが中心となり投資先企業との対話を実施しております。

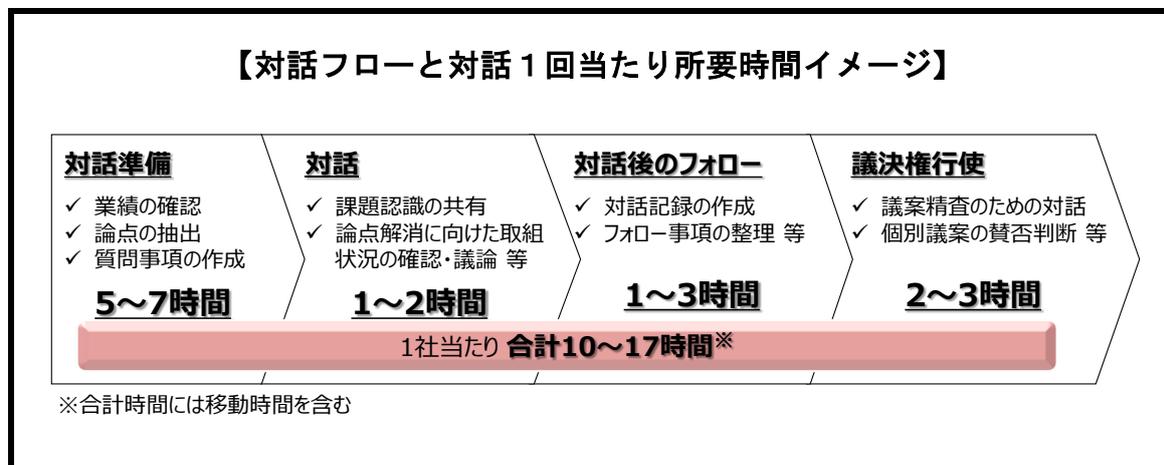
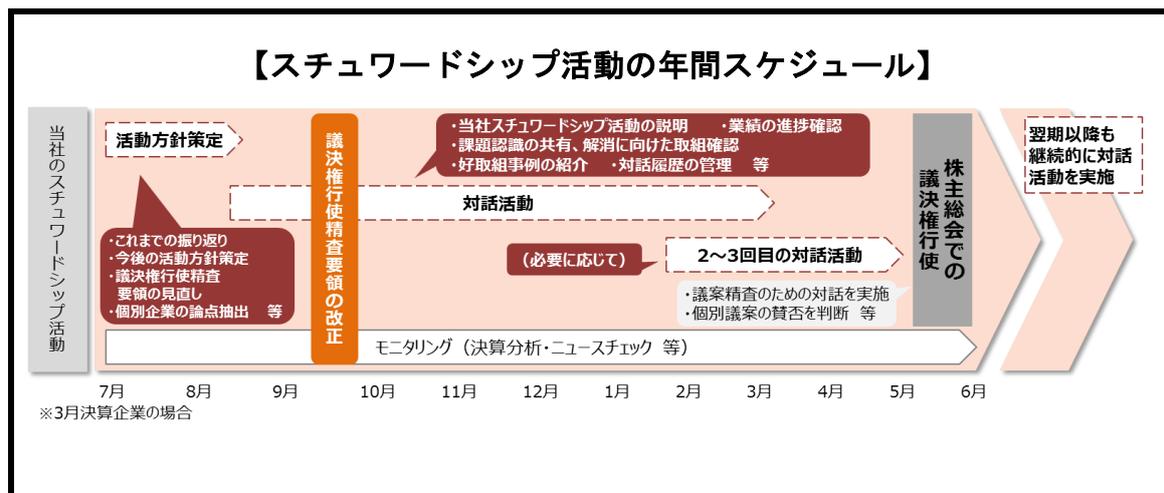
具体的には、スチュワードシップ専管人材を含む11名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計17名がスチュワードシップ活動に従事しており、対話や議決権行使に係る方針の検討にあたっては、アナリスト等も参加する対話推進ミーティングを開催しております。社債においても、クレジット投資部内の担当アナリスト4名を中心に、国内株式の対話の視点もふまえながらスチュワードシップ活動を行っております。

また、議決権行使プロセスのガバナンス強化やスチュワードシップ活動全体に対する助言等を目的に、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」を設置しており、議決権行使の賛否判断について利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、利益相反管理態勢の高度化を図っております。

なお、スチュワードシップ諮問委員会の開催結果については、取締役会に報告しております。



当社では投資先企業の企業価値向上に向けて、下図に示す年間スケジュールに沿って多くの時間と人的資源を投入してスチュワードシップ活動に取り組んでおります。今後も、対話の新たな視点等を随時採り入れながらP D C Aを継続的に実施して建設的な対話の実効性を高めつつ、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の一層の充実に努めてまいります。



なお、対話については対面だけでなくオンラインを活用した方法も採用しております。

## （Ⅱ）スチュワードシップ諮問委員会について

前述のとおり、議決権行使プロセスのガバナンス強化やスチュワードシップ活動全体に対する助言等を目的として、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」を2017年5月に設置しております。

当社の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社と保険取引が多い企業や代理店としての保険取扱高が多い企業等の議案を重要議案と定め、そのうち議決権行使精査要領に抵触した議案について、当委員会で事前に審議を行っております（重要議案の付議基準の詳細は以下の表をご確認ください）。

また、当委員会は、当該分野に精通する社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ることを特徴としております。

### ＜スチュワードシップ諮問委員会の概要＞

目的	1. 議決権行使プロセスのガバナンス強化 2. スチュワードシップ活動全体に対する助言・意見収集
位置づけ	有価証券運用担当取締役の諮問機関
構成	社外委員過半の構成とし、委員長は社外委員の中から委員の互選により選定 社外委員：社外取締役 1名、社外有識者 3名 社内委員：コンプライアンス担当の取締役 スチュワードシップ活動担当部の部長 2名
諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権行使のうち重要議案の賛否案（事前審議）</li> <li>・ 議決権行使精査要領の改正方針案</li> <li>・ スチュワードシップ活動方針案</li> <li>・ スチュワードシップ活動結果（報告）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><u>重要議案の付議基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険取引の観点から利益相反が懸念される企業 （保険取引上位100社 or 保険販売上位10社）</li> <li>② 当社役職員の兼務先（当社の常勤の役職員が社外取締役に就任している企業）</li> <li>③ その他利益相反の観点等から必要と認められた企業（（例）不正会計や経営陣の内紛といった注目度の高い不祥事等が発生している企業）</li> </ul> <p>➤ 上記、①～③の何れかに該当し、当社の議決権行使精査要領に抵触（精査）した議案</p> </div>
開催	年3回程度

<スチュワードシップ諮問委員会の社外委員構成>

(五十音順)

氏名	本委員会での活動状況
今井 和男 (虎門中央法律事務所 弁護士) (当社社外取締役)	委員長として議論活性化に尽力いただき、対話や情報開示の質など本社スチュワードシップ活動の高度化に向けた有益なご意見をいただいている。 (出席13回/開催数13回:100%)
尾崎 安央 (早稲田大学 法学大学院 教授)	E(環境)・S(社会)対話を含む日本生命としての対話活動のあり方や、独立社外役員との対話時の確認ポイントなど対話の質の高度化に向けた有益なご意見をいただいている。 (出席13回/開催数13回:100%)
武井 一浩 (西村あさひ法律事務所 弁護士)	対話活動の高度化や情報開示の充実に向けたご意見に加え、E(環境)・S(社会)も含めて注視すべき対話テーマなど、企業の事業環境を踏まえた先進的な視点から有益なご意見をいただいている。 (出席13回/開催数13回:100%)
柳川 範之 (東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授)	本社スチュワードシップ活動の情報開示の高度化、E(環境)・S(社会)に関する活動のあり方など幅広い視野で有益なご意見をいただいている。 (出席13回/開催数13回:100%)

これまで開催したスチュワードシップ諮問委員会では、主に以下のテーマについて議論を行い、社外委員の方々から、貴重なご意見・ご指摘をいただいております。

なお、重要議案の事前審議においては、当社の議決権行使に関して利益相反の懸念はないことを確認しております。

<スチュワードシップ諮問委員会の主な議論内容>（2020/7～2021/6）

第11回（2020年9月開催）

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動報告書の内容について</li> <li>・利益相反の検証について</li> <li>・議決権行使結果について</li> </ul>
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチュワードシップ活動報告書2020（案）や収益性の論点に関する対話、E（環境）・S（社会）を含む足もとの環境変化を踏まえた対話について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。</li> <li>・利益相反管理の観点から、議決権行使について、保険等の取引に影響を及ぼしていないか検証を実施し、検証結果の報告を行いました。</li> </ul>

第12回（2021年3月開催）

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要議案への当社対応方針について</li> <li>・E（環境）・S（社会）対話の取組状況について</li> </ul>
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の賛否判断は合理的で、利益相反を疑われる議決権行使は行われていないことを確認しました。</li> <li>・E（環境）・S（社会）の対話の取組強化の方向性について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。</li> </ul>

第13回（2021年6月開催）

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要議案への当社対応方針について</li> <li>・E（環境）・S（社会）の取組強化方針について</li> </ul>
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の賛否判断は合理的で、利益相反を疑われる議決権行使は行われていないことを確認しました。</li> <li>・課題セクターとの対話について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。</li> <li>・E（環境）・S（社会）対話の具体的な取組強化方針について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。</li> </ul>

## (5) スチュワードシップ活動の各プロセス

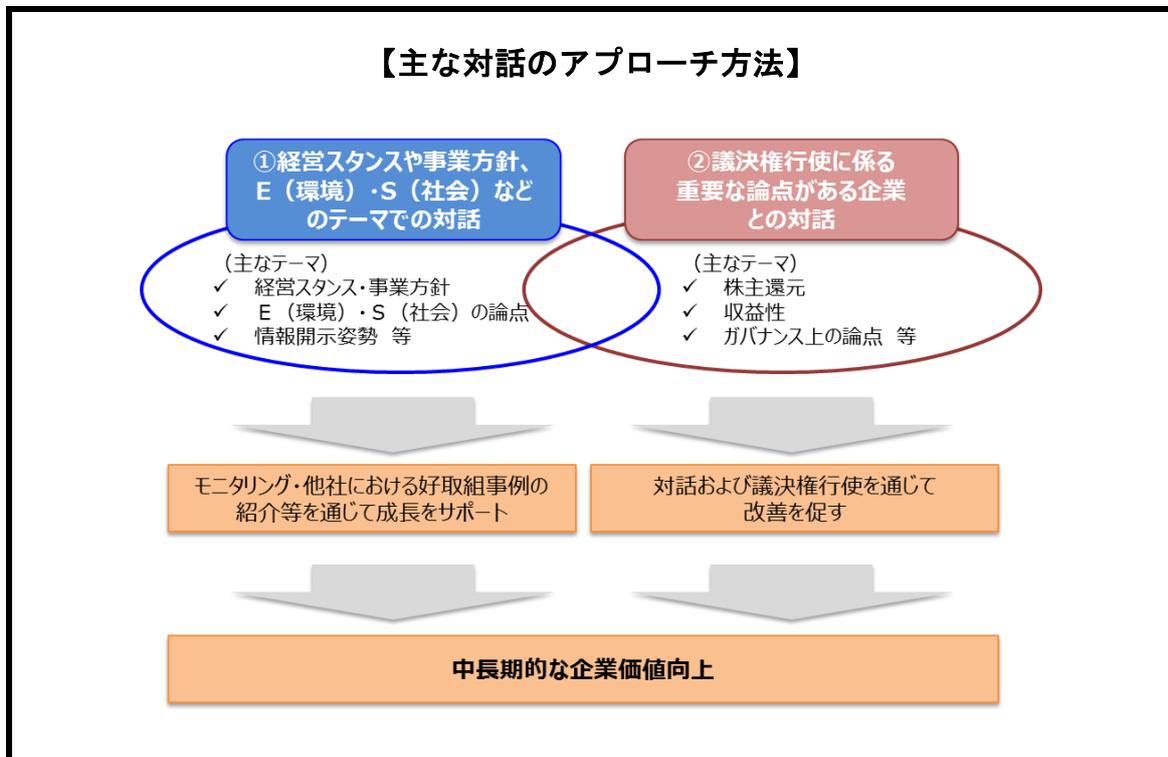
### (I) 対話のプロセス

当社では、投資先企業との対話において、主に以下の 2 つのアプローチによって、企業価値向上に向けた建設的な対話を行っております。

- ① 経営スタンスや事業方針、E（環境）・S（社会）などのテーマでの対話
- ② 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話

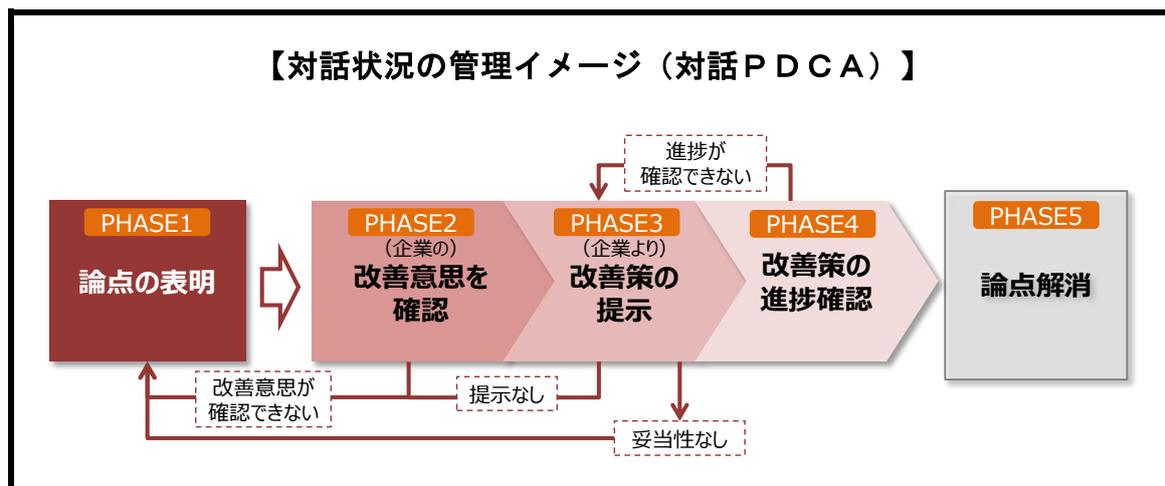
経営スタンスや事業方針、E（環境）・S（社会）などのテーマでの対話においては、株式・社債ともに企業の様々な取組に対して深く理解するとともに、状況を注意深くモニタリングし、情報提供等を通じて企業の持続的な成長をサポートしてまいります。

株式投資では議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話において、論点のある企業に、対話の中で論点を共有化するとともに、中長期的な視点で論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。



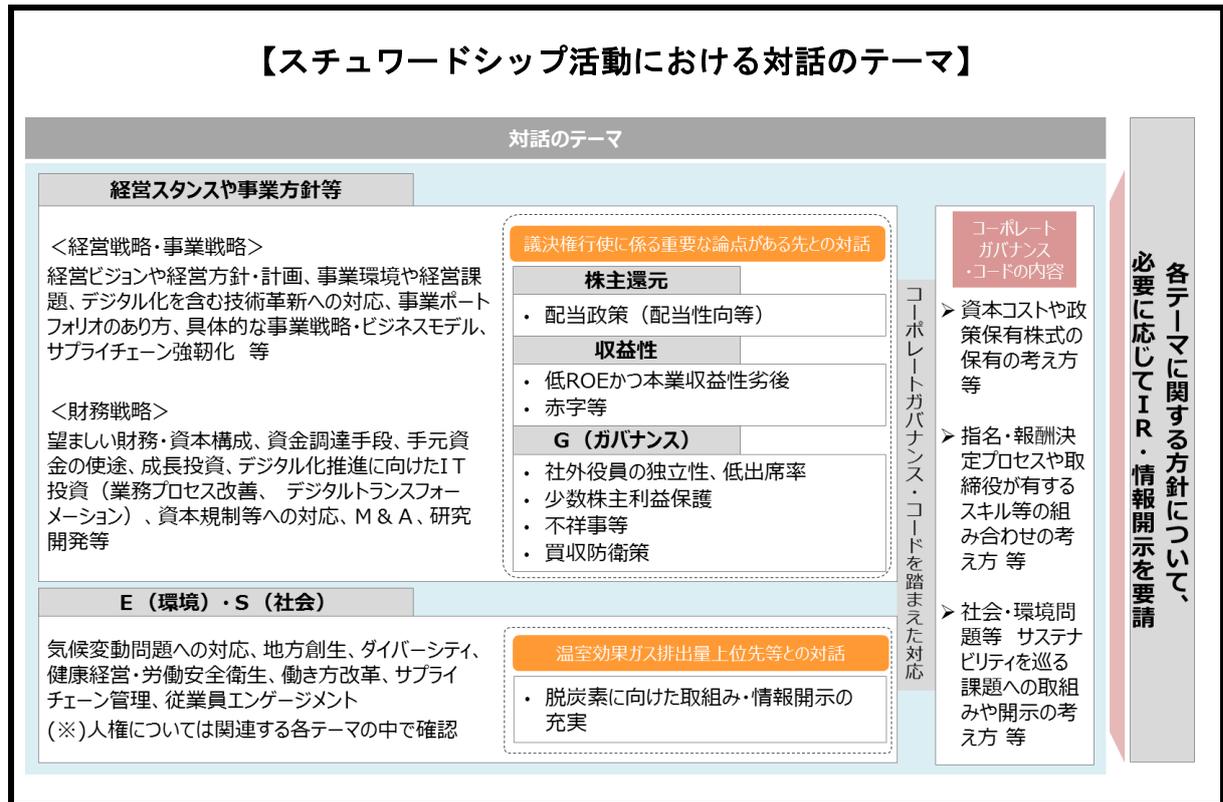
当社では、スチュワードシップ活動を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上に貢献していくうえで、対話内容をPDCAの観点から継続的に振り返りつつ、対話の実効性を高めていく必要があると考えております。

そこで、議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話については、当社の考え方や論点を伝えることにより、認識を共有すると共に、改善意思を確認することから始め、改善策の進捗状況の確認も含め、論点の解消に向けた対応状況のフェーズ管理を実施しております。



## （Ⅱ）対話のテーマ

当社では、経営スタンスや事業方針、E（環境）・S（社会）への取組状況などの共通テーマに加え、各社の状況を踏まえ株主還元・収益性・G（ガバナンス）・脱炭素に向けた取組みなどについて個別に対話を実施いたします。また、対話にあたっては、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応を行ってまいります。



### （i）経営戦略・事業戦略

#### 【主な対話テーマ】

中長期的な経営ビジョンや経営方針・計画、事業環境や経営課題、デジタル化を含む技術革新への対応、事業ポートフォリオのあり方、具体的な事業戦略・ビジネスモデル、サプライチェーン強靱化 等

投資先企業が、明確な経営ビジョンのもと、事業環境や経営上の諸課題を踏まえて、持続的な利益成長や中長期的な企業価値向上に資する経営戦略を策定、実行していることを確認します。

## (ii) 財務戦略

### 【主な対話テーマ】

望ましい財務・資本構成、資金調達手段、手元資金の使途、成長投資、デジタル化推進に向けたIT投資（業務プロセス改善、デジタルトランスフォーメーション）、資本規制等への対応、M&A、研究開発 等

投資先企業が、財務面の健全性に配慮しながら、過度に余剰な資金・自己資本を抱えることなく、設備投資やデジタル化推進に向けたIT投資、M&A、研究開発等に資金を有効活用し、持続的な成長に繋がっていることを確認します。

## (iii) E（環境）・S（社会）

### 【主な対話テーマ】

気候変動問題への対応、地方創生、ダイバーシティ、健康経営・労働安全衛生、働き方改革、サプライチェーン管理、従業員エンゲージメント

### <環境（E）>

経済成長と地球環境の両立は、企業活動の前提となる持続可能な社会に必要なことであると考えており、投資先企業に対し、自社の活動が直接・間接的に環境に及ぼす影響を把握し、企業活動や製品のライフサイクル全体でエネルギーや資源の使用効率を高めるなど、負の影響があれば最小化していく取組を期待しています。

こうした観点から、自社の中長期的な企業価値に影響を与える環境課題をどのように認識しているか、またそのようなリスクへの対応や事業機会につなげるための取組みなどについて確認します。

### <社会（S）>

企業が中長期的な競争優位やビジネスモデルを維持していくためには、株主だけでなく、従業員や取引先・顧客、地域社会といった全てのステークホルダーとWin-Winの関係を築くことが重要だと考えており、投資先企業に対し、全てのステークホルダーとの共生を目指し、自社の活動の一部が直接・間接的に社会問題の解決や社会に価値を提供する取組を期待しています。

こうした観点から、自社の価値観にもとづいて、社会課題をどのように戦略に組み込み、ステークホルダーとの関係をどのように構築していくのか、などについて確認します。

#### **(iv) 株主還元**

**【主な対話テーマ】**

株主還元の基本方針、望ましい配当性向の水準、自社株買いについての考え方 等

投資先企業が、企業価値向上に向けた成長投資・研究開発等への資金配分を行ったうえで、適切な株主還元を行っていることを確認します。あわせて、自社株買いの推進や金庫株の消却などについても提案する場合があります。

#### **(v) 収益性**

**【主な対話テーマ】**

グローバルな競争環境、コスト構造、生産性向上に向けた取組、資本コスト、ROE、ROA 等

投資先企業が、経営戦略の遂行を通じて事業の競争力を高め、多様なステークホルダーに対する価値創造と収益性の向上を両立させることで、短期的にはなく中長期的に持続可能な形で資本コストを上回るROEを実現し、企業価値の持続的な向上に努めていることを確認します。

#### **(vi) G (ガバナンス)**

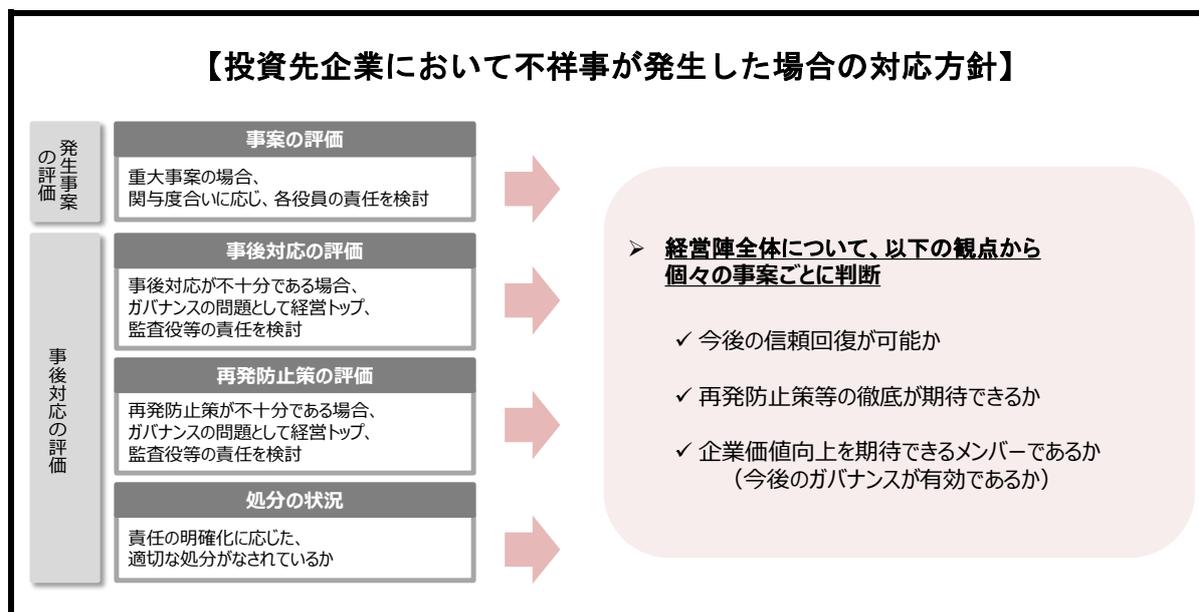
**【主な対話テーマ】**

コーポレートガバナンス態勢のあり方、不祥事への対応、環境・社会問題への対応 等

投資先企業の中長期的な企業価値向上に資する経営の礎として、有効かつ適切な形でコーポレートガバナンスが機能していることを確認します。

具体的には、持続的に企業価値を高めることができるガバナンスの仕組みとなっているか、経営戦略を実行するうえで課題解決にふさわしい経営陣や取締役が適時・適切に選任され、成果に応じた評価がなされるという一連の仕組みが組織として継続的に機能するようPDCAプロセスが確立されているかといった視点から確認するとともに、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応のみならず、実効的なコーポレートガバナンス態勢の構築に向けた対応を要望することがあります。

また、投資先企業における不祥事等については、発生事案の評価、事後対応の評価という観点から以下のとおり個別に対応を行っています。



### (vii) I R ・ 情報開示

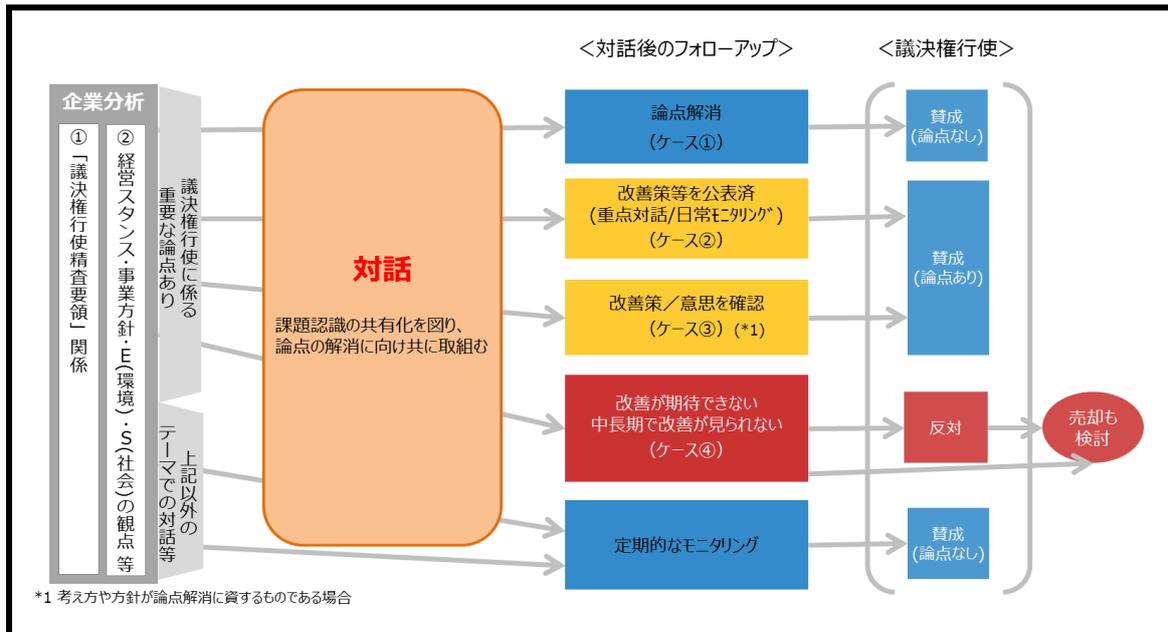
**【主な対話テーマ】**

経営計画や業績・株主還元目標等の開示、E S Gに関連した非財務情報の開示、統合報告書の作成・公表、投資家の理解促進に向けた I R 活動 等

投資先企業が、法制度等で求められる義務的な開示にとどまらず、投資家の理解促進に向け、経営計画や業績・株主還元の具体的な数値目標、非財務情報などを積極的に情報開示していることを確認します。

### (Ⅲ) 対話のアプローチと議決権行使や投資判断への反映

当社の対話においては、企業の様々な取組みを深く理解するとともに、状況を注意深くモニタリングし、情報提供等を通じて企業の持続的な成長を支援してまいります。また、議決権行使に係る重要な論点のある企業には、対話の中で課題認識を共有するとともに、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。議決権行使においては、画一的に賛否判断するのではなく、対話を通じて把握した個別企業の状況を十分に検討したうえで、賛否を判断します。

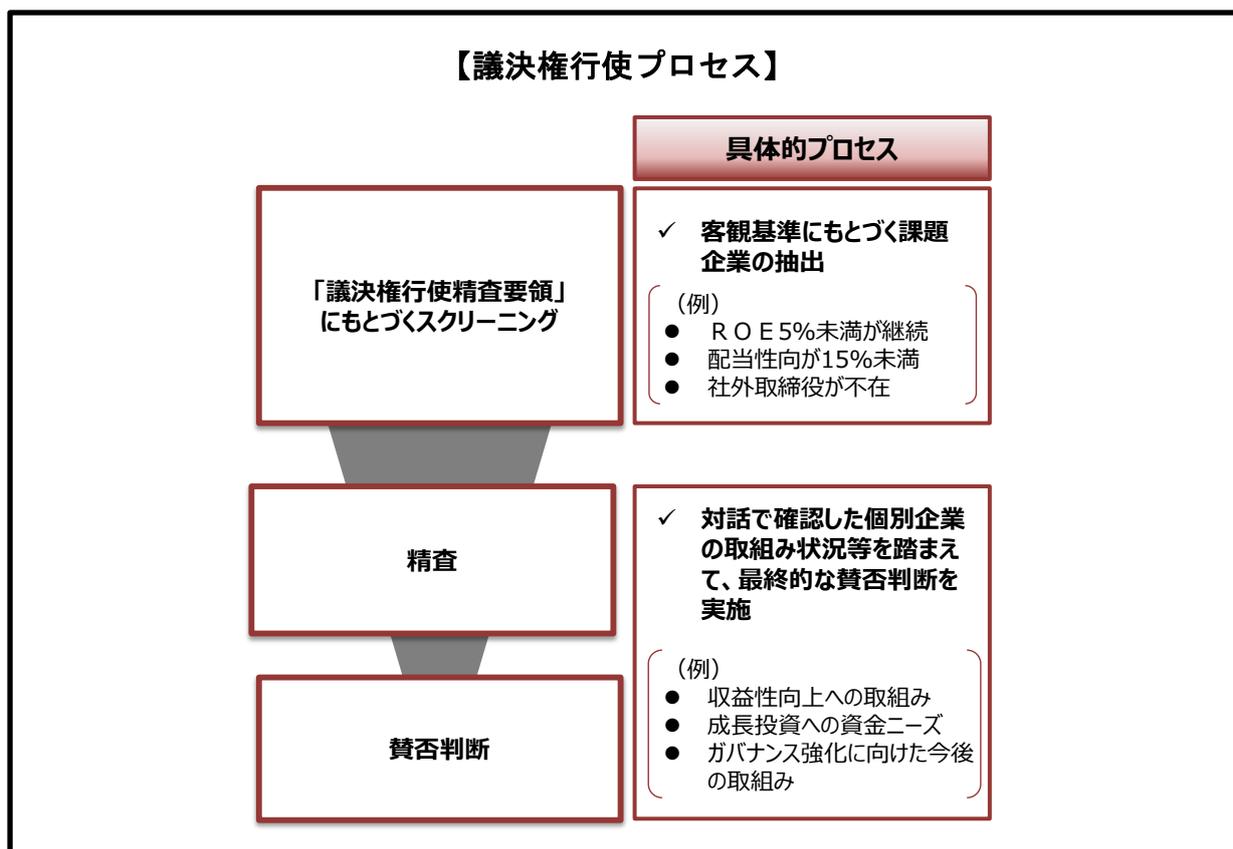


#### (IV) 議決権行使プロセス

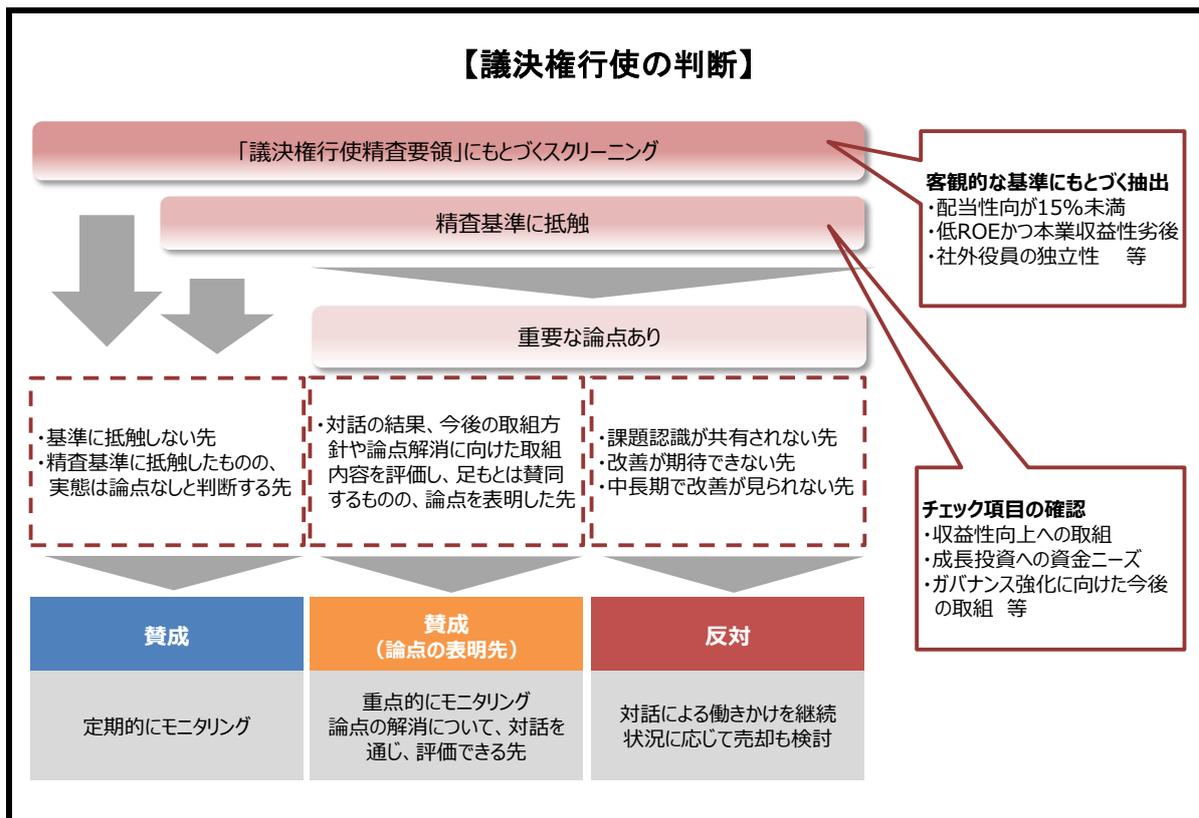
当社は、実効的なスチュワードシップ活動を実践していくために、議決権行使助言会社等を利用することなく、全ての投資先企業に対して、以下のプロセスで自ら適切に議決権を行使しております。

具体的には、企業と中長期的な視点から企業価値向上に向けた建設的な対話を実施すると共に、過去の対話結果や客観基準等により議決権行使に係る重要な論点のある企業の抽出を行い、当社の考え方やスタンス、論点を伝えるとともに、改善に向けた助言や状況のモニタリングを実施しております。

また、各企業の株主総会に向け、「議決権行使精査要領」で直近の論点を確認し、過去の対話結果や必要に応じてその後の対応状況を確認する等、個社の状況を踏まえたうえで、個別議案の賛否判断を行っております。



議案の賛否判断にあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、中長期的な企業価値向上という観点から、個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、次ページの図に示すようにきめ細かく判断いたします。



<賛成の考え方（重要な論点なし）>

「議決権行使精査要領」に照らして基準に抵触しない企業や、抵触はしたものの精査の過程で論点がないと判断された企業に対しては、議案に賛成し、その後、フォローアップする論点が新たに発生していないかを定期的にモニタリングしてまいります。

<重要な論点の表明の考え方>

議決権行使に係る重要な論点があると判断される企業に対しては、当社より論点を表明し、企業と当社が課題認識を共有できるか、企業に論点解決に向けた意思があるか、といった点を確認しております。対話を通じて、論点解決に向けた取組方針が明確であること、もしくは、それまでの取組内容が妥当なものであると理解できること等から、評価できると判断する場合には、その段階では議案に賛成とし、その後の状況を重点的にモニタリングしつつ、必要に応じて追加の対話を行い、進捗状況を確認しながら改善を促してまいります。当社では、こうしたプロセスを経ることで、論点が解消していくことを目指しております。

<反対の考え方>

企業との対話を通じて、企業と課題認識を共有できない場合や、論点解決に向けた前向きな行動が期待できない場合、中長期にわたり改善が見られない場合には、議案に反対とし、状況に応じて株式の売却を検討してまいります。

### 第3章 スチュワードシップ活動の取組結果

#### (1) 日本版スチュワードシップ・コード制定後7年間の当社の取組み

日本版スチュワードシップ・コード（SSコード）制定後、当社では体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質の向上に取り組んでまいりました。株主還元や収益性、ガバナンスは世の中の動向を踏まえ徐々にテーマを追加するなど取組みを継続強化しております。

また、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについても2017年より対話を継続強化しており、2020年は原則全対話先（※）とE（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話を行いました。

（※）他テーマの対話を優先した先を除く

#### 【日本版スチュワードシップ・コード制定後7年間の当社の取組み】

		2013年以前	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	これまでの総括 (2021年現在)
			SSコード制定（'14/2～）			SSコード改訂（'17/5～）			SSコード再改訂（'20/3～）	
				コーポレートガバナンス・コード (CGコード) 制定（'15/6～）			CGコード改訂（'18/6～）			CGコード再改訂 ( '21/6～)
体制強化	スチュワードシップ 従事者(うち専管者)	5名 [2013]	5名	7名	11名 (2名)	11名 (3名)	14名 (4名)	16名 (6名)	17名 (6名)	現在17名 (7名)
	スチュワードシップ 諮問委員会					利益相反管理強化・活動の高度化等				体制を強化しつつ 活動の量・質を向上
対話先数		307社 [2013]	353社	548社	595社	776社	758社	807社 (国内社債の 活動も開始)	747社	
議決権 行使 精査 要領 の拡充	株主還元	配当性向等								企業の意識の高まり により、ガバナンスや 株主還元等は着実に 改善する一方、収益 性の改善には時間 を要する状況
	収益性	業績不振等 低ROE等								
	G（ガバナンス）	不祥事等 社外取締役不在、 取締役の出席率 社外取締役 の独立性 少数株主 利益保護 世の中の動向を踏まえ、徐々にテーマを追加								
E(環境)・S(社会)の対話						継続強化（'18年～気候変動対話） 徐々に対話件数・テーマを拡大				更なる取組強化
情報 開示	活動報告書の充実		公表開始 8事例	対話や議決権行使の個別事例数の拡充					92事例 ( '19年の事例)	今回124事例 ( '20年の事例)
	議決権行使結果					集計結果の開示		個別開示		継続強化 SS活動の紹介冊子 を新たに公表済(*)

（\*）2021年6月に当社スチュワードシップ活動のポイントをまとめた紹介冊子（日本生命の  
スチュワードシップ活動について）を新たに公表。



紹介冊子の内容については、以下URLをご参照ください。

[https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan\\_unyou/ssc/pdf/stewardship-katsudo202106.pdf](https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/ssc/pdf/stewardship-katsudo202106.pdf)

## (2) 2020年の活動結果 (2020年7月～2021年6月)

### (I) 対話の実施状況

2020年(2020年7月～2021年6月)については、新型コロナウイルス禍においても、Web会議等の活用により継続的に対話を行い747社・延べ1,128回の対話を実施いたしました。

(対前年▲60社、+16回) そのうち、株主還元や収益性、コーポレートガバナンスなど議決権行使に係る重要な論点がある企業とは全件対話。継続的な対話の成果もあり、主にガバナンスの論点が減少し、対話数は393社・延べ551回、論点ベースで444件となりました。(対前年▲60社、▲70回) また、E(環境)・S(社会)のテーマを織り交ぜた対話を672社・延べ863回実施しました。(対前年+362社、+509回)

#### 【対話活動結果 (2020年)】

	社数	対話数 (*2)	重要な 論点数
総対話先 (*1)	747社	延べ 1,128回	—
議決権行使に係る重要な論点がある先	393社	延べ 551回	444件 (*3)
上記以外で、経営スタンスや事業方針、E(環境)・S(社会)などのテーマで対話した先	354社	延べ 577回	モニタリング 定期的な グ

収益性	株主還元／配当性向	90件
	低ROEかつ本業収益性劣後	172件
	赤字等	19件
ガバナンス等	買収防衛策	5件
	社外役員の低出席率	25件
	社外役員の独立性(*4)	38件
	少数株主利益保護	76件
	その他(不祥事等)	19件

	社数	対話数
総対話先のうち、E(環境)・S(社会)のテーマを織り交ぜた対話を実施した先	672社 (*5)	延べ 863回

➢ 原則全対話先とE(環境)・S(社会)のテーマを織り交ぜた対話を実施しました。(\*5)

➢ 重要性が高い気候変動のテーマについては、対話を通じて、①気候変動に伴う経営上のリスクと機会の定量・定性分析と開示、②温室効果ガス排出量削減の方向性開示、の2点を企業にはたらきかけました。また、業種問わず温室効果ガス排出量上位企業など71社とは気候変動を主要テーマとする対話を実施しました。

\*1 株式保有時価の8割超の占率 \*2 国内社債における対話63回を含む \*3 1社で複数の重要な論点がある先を含む

\*4 ①当社の独立性基準を充たす独立社外役員が不在である22件、及び②監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社で独立社外役員が2名未満の場合である16件の合計

\*5 総対話先のうち75社とは収益性など他テーマでの対話を優先したこと等からE(環境)・S(社会)対話を実施せず

## （Ⅱ）議決権行使に係る重要な論点がある企業の期末時点の状況

＜2020年の論点解消状況＞

当社は対話を通じて重要な論点を解消することを目指しております。

2020年7月時点で重要な論点があった444件のうち、対話を通じた企業との課題認識共有や企業の取組進捗等により、1年後には136件・31%の論点が解消しました（ケース①）。論点未解消先のケース②～③等は2021年も対話を継続し、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。

特にケース②は改善策等を広く公表済みの企業ですが、当社としても企業が論点解消に責任を持って取組むうえでも改善策等を対外公表することは望ましいと考えており、低収益企業に対しては、改善策等の公表をはたらきかけ、まずケース②への移行を目指します。これらの企業については、今後も重点対話の継続を通じて、改善の進捗を見守ってまいります。ケース④は、改善が期待できないもしくは中長期で改善が見られないと判断した先となっております。

引き続き、重要な論点がある先と中長期的視点での建設的な対話を継続することで、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。

### 【重要な論点があった先（2020年7月時点）の1年後の論点解消状況・論点解消率】

議決権行使に係る重要な論点	論点数	論点解消 (ケース①)	改善策等を公表済 (重点対話/ 日常コミュニケーション) (ケース②)	改善策/意思 を確認 (ケース③) (*)	改善が期待でき ない、中長期で 改善が見られ ない(ケース④)
株主還元/配当性向	90件	23件	10件	45件	12件
収益性	低ROEかつ 本業収益性劣後	26件	35件	90件	21件
	赤字等	19件	6件	6件	7件
ガバナンス等	買収防衛策	5件	4件	—	1件
	社外役員の 低出席率	25件	11件	—	5件
	社外役員の独立性	38件	16件	—	15件
	少数株主利益保護	76件	35件	—	10件
	その他(不祥事等)	19件	15件	—	—
計	444件	136件	45件	192件	71件

対話を通じた企業との課題認識共有や企業側の取組進捗等により、重要な論点が解消

対話を継続。なお低収益企業に対しては、改善策等の公表をはたらきかけ、まずケース②への移行を強く促します

議決権行使での反対等

“論点解消を目指す”

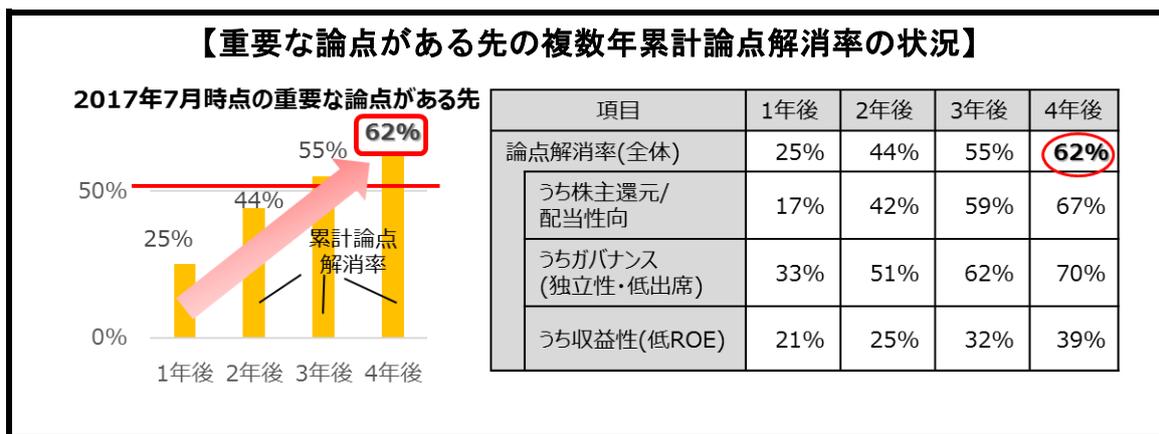
\*考え方や方針が論点解消に資するものである場合

当社の対話取組をご理解いただくために、「資料①：対話及び議決権行使の事例集（1）対話の事例」（P1～44）に、上記表のケース毎に対話事例を説明しております。

<複数年経過後の累計論点解消率>

2017年7月時点で重要な論点がある先について、対話を継続した結果、4年経過後には累計で約6割が論点解消しております。

特に企業の意思決定によって改善できる株主還元やガバナンスは約7割が論点解消しております。一方で、企業の意思決定だけでは改善が困難な収益性（低ROE）は約4割が論点解消しているものの、相対的に改善に時間を要する状況となっております。

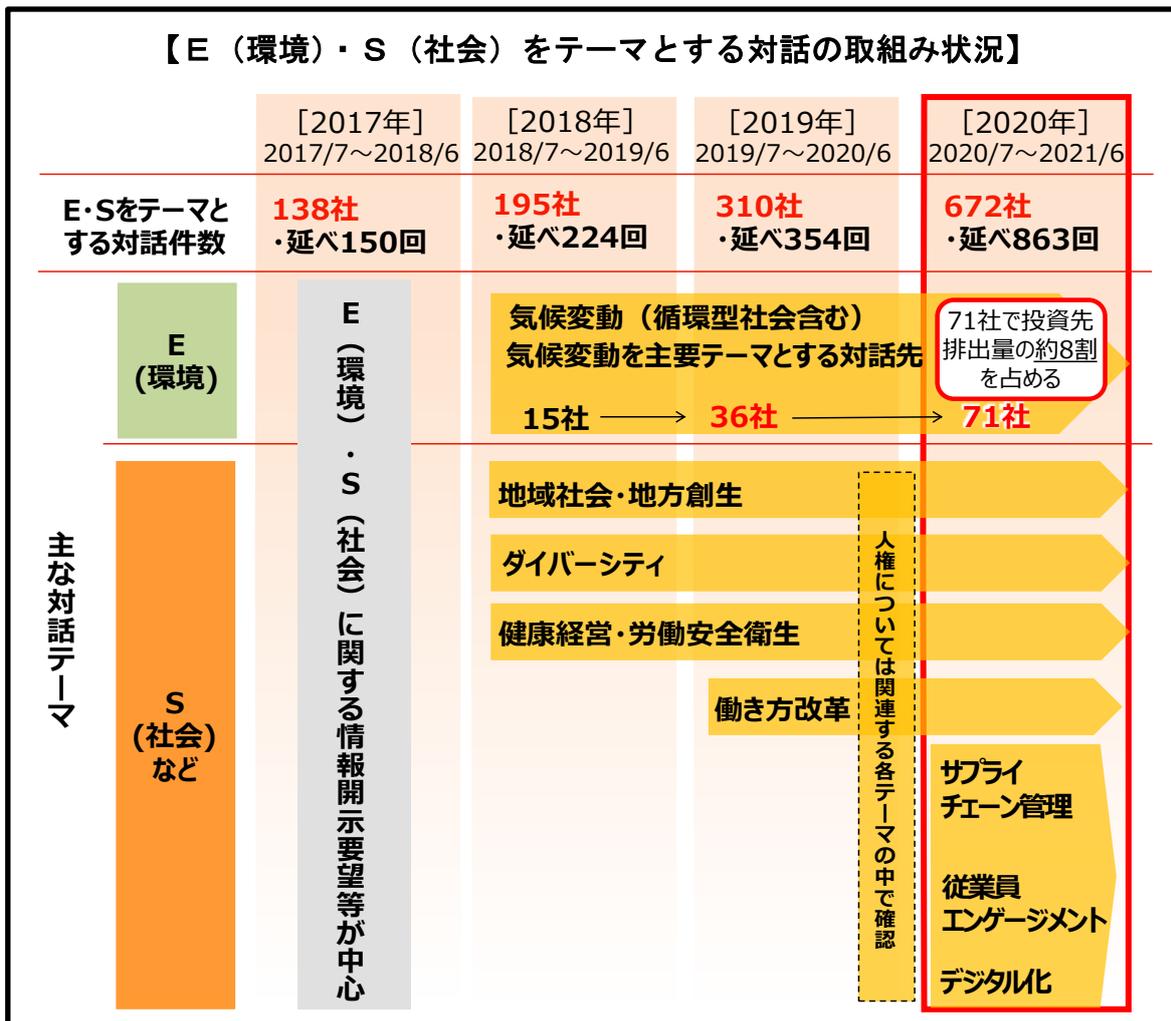


**（Ⅲ） E（環境）・S（社会）をテーマとする対話の取組み状況**

2017年よりE（環境）・S（社会）をテーマとする対話を継続的に強化しており、2020年は672社とE（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話を実施しました。

2017年は好取組事例の収集と情報開示要望等を中心に取組み、2018年以降は企業を巡る環境変化も踏まえ、企業価値向上の観点から重要な対話テーマを順次追加しました。

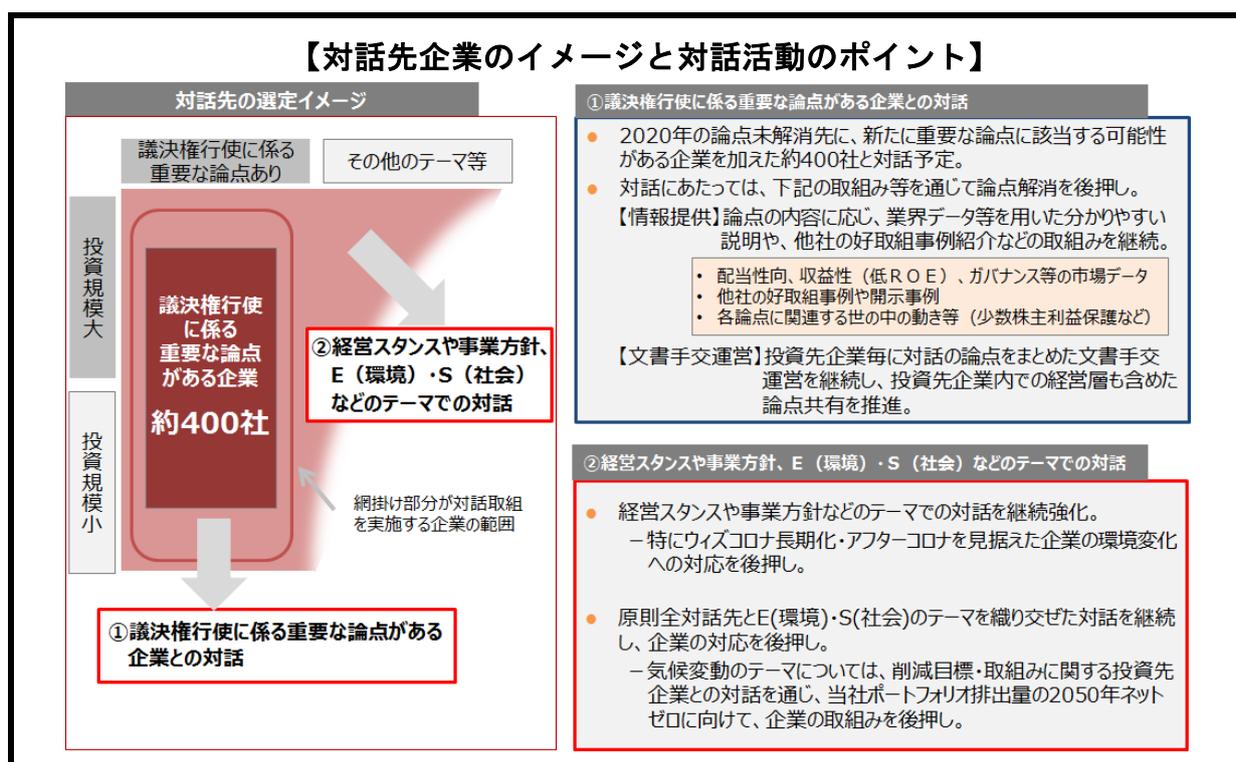
気候変動のテーマは重要性が高く、2018年より対話を開始し、2020年は71社まで対話先数を拡大する等継続強化しております。



## 第4章 スチュワードシップ活動の取組方針(2021年7月～2022年6月)

### (1) 全体像

2021年(2021年7月～2022年6月)も、①議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話、②経営スタンスや事業方針、E(環境)・S(社会)をテーマとする対話等の2点を継続強化してまいります。



新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、議決権行使において考慮すべき重大な要素の1つとして捉えておりますが、「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」に記載の通り、議決権行使においては画一的な判断ではなく、対話を通じ個別企業の状況等を踏まえた上で判断しており、今後もその考え方に変更はございません。従って、今後は収益性が低下する企業や内部留保を優先する企業の増加が想定されますが、対話を通じそうした要因も考慮して丁寧な判断を行うことが、中長期的な企業価値向上や企業の持続的成長に結び付くと考えております。

## (2) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話①【収益性（低ROE）】

<論点未解消先の状況>

当社における収益性の論点（低ROE）未解消先の状況を見ると、自己資本比率が高く、利益率はコロナ禍以前から低位横ばい/低下継続しております。

<取組み方針>

対話にあたっては、目標とする自己資本比率をヒアリングし、その水準とのバランスを踏まえ、最低限の水準と考えるROE5%を目指すべく利益率等の改善に向けた中長期視点での取組みを後押ししてまいります。

（※目標とする自己資本比率を無視した株主還元等によるROE数値上昇は求めません。）

具体的には、中長期視点での事業モデル変革、事業ポートフォリオやコスト構造の見直し等の計画の策定・公表を要望するとともに、計画の履行状況をお聞きし、実現に向けた課題等の意見交換を行ってまいります。

なお、当社の要望も踏まえ、中期経営計画にてROEの構成要素毎の目標水準とその実現に向けた施策を開示した事例が見られました。

### 【収益性の論点未解消先に係るROEの要因分解】



当社の  
スタンス

- ・ 目標とする自己資本比率をヒアリング
  - ・ 利益率改善に向けた中長期視点での取組みを後押し
- ※ 目標とする自己資本比率を無視した株主還元等によるROE数値上昇は求めない

※ 各社公表資料より作成。146社の中央値の変化。

【ROE】は当期純利益÷自己資本、【財務レバレッジ】は総資産÷自己資本（自己資本比率の逆数）、  
【売上高当期利益率】は当期純利益÷売上高、【総資産回転率】は売上高÷総資産で算出。

### 初の中期経営計画を公表した際、ROEの構成要素毎の目標水準等 が開示された事例

- ・ これまでにも開示していた利益目標だけではなく、適切と考える自己資本比率（財務レバレッジ）の水準も含めた資本効率に言及した開示を対話を通じて要望。
- ・ その後、当社の要望も踏まえ、初めて中期経営計画を公表した際、目標とするROE水準について、利益率・総資産回転率・財務レバレッジといった構成要素毎の目標水準とその実現に向けた諸施策を開示。

### (3) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話②【少数株主利益保護】

<対話先企業の状況>

2019年9月に議決権行使精査要領を改正し、支配(的)株主がいる企業には、企業価値向上の観点から、支配(的)株主との利益相反を適切に管理し、少数株主利益を保護するためのガバナンス体制の構築をはたらきかけております。

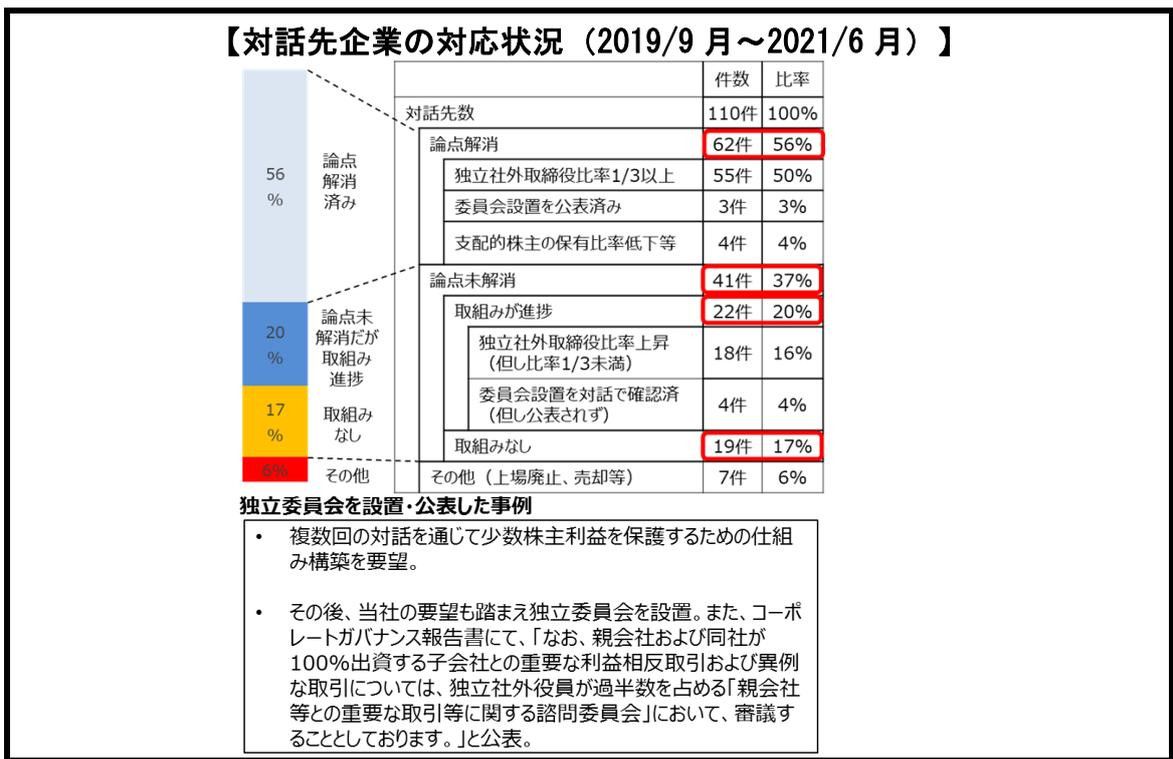
- 独立社外取締役比率 1/3 以上 または
- 支配的株主との利益相反を適切に管理し少数株主利益を保護するための独立社外取締役(または独立社外監査役)を過半とする委員会の設置

これまでの取組みにより、対話先数 110 件のうち、約 2 年間で、62 件(56%)は主に独立社外取締役比率 1/3 以上を確保して論点解消しました。また論点未解消先であっても 22 件(20%)は同比率が上昇するなど取組みが進捗しております。

一方、“取組みなし”は 19 件(17%)となり、うち反対 10 件は取締役再任トップの選任議案に反対しました。(残り 9 件は今年度取締役選任議案が無い先等)。

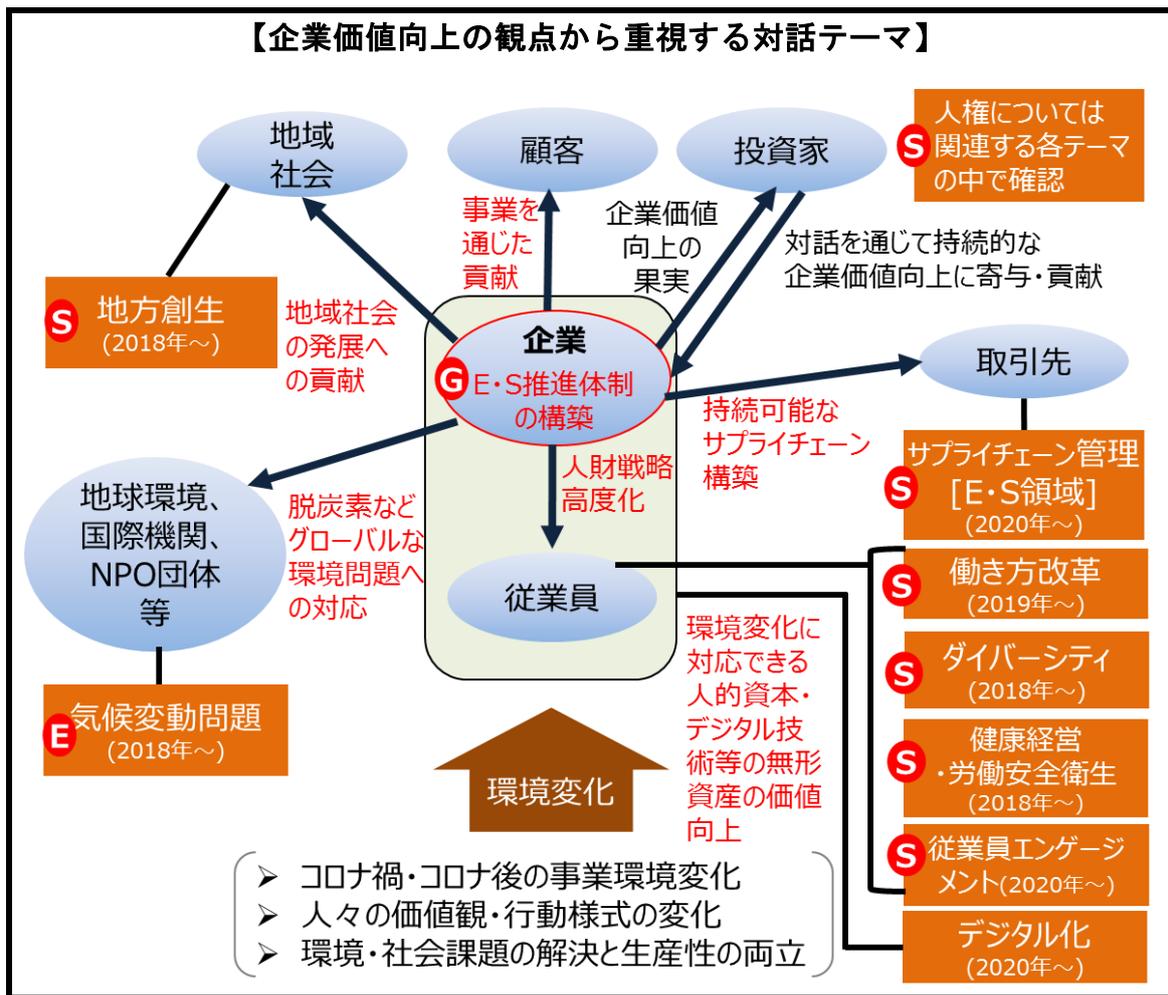
<取組み方針>

“取組みなし”の 19 件(17%)に、取組みは進捗しているものの論点未解消の 22 件(20%)を加えた論点未解消先計 41 件(37%)には、独立委員会を設置した他社の好取組事例などを紹介しつつ、少数株主利益保護の仕組みを早期に構築・公表するよう対話を通じてはたらきかけてまいります。(論点未解消先について論点解消しない場合は、特段の事情が無い限り議決権行使で反対予定)



#### (4) E (環境)・S (社会) をテーマとする対話①【全体像】

2021年も原則全対話先とE (環境)・S (社会)のテーマを織り交ぜた対話を継続し情報収集を強化するとともに、先進事例の紹介を通じ企業の取組みを後押ししてまいります。企業価値向上の観点から重視する対話テーマを整理しておりますが、今後も企業を巡る環境変化を踏まえ、企業価値向上の観点から重要なテーマについては随時追加を検討してまいります。



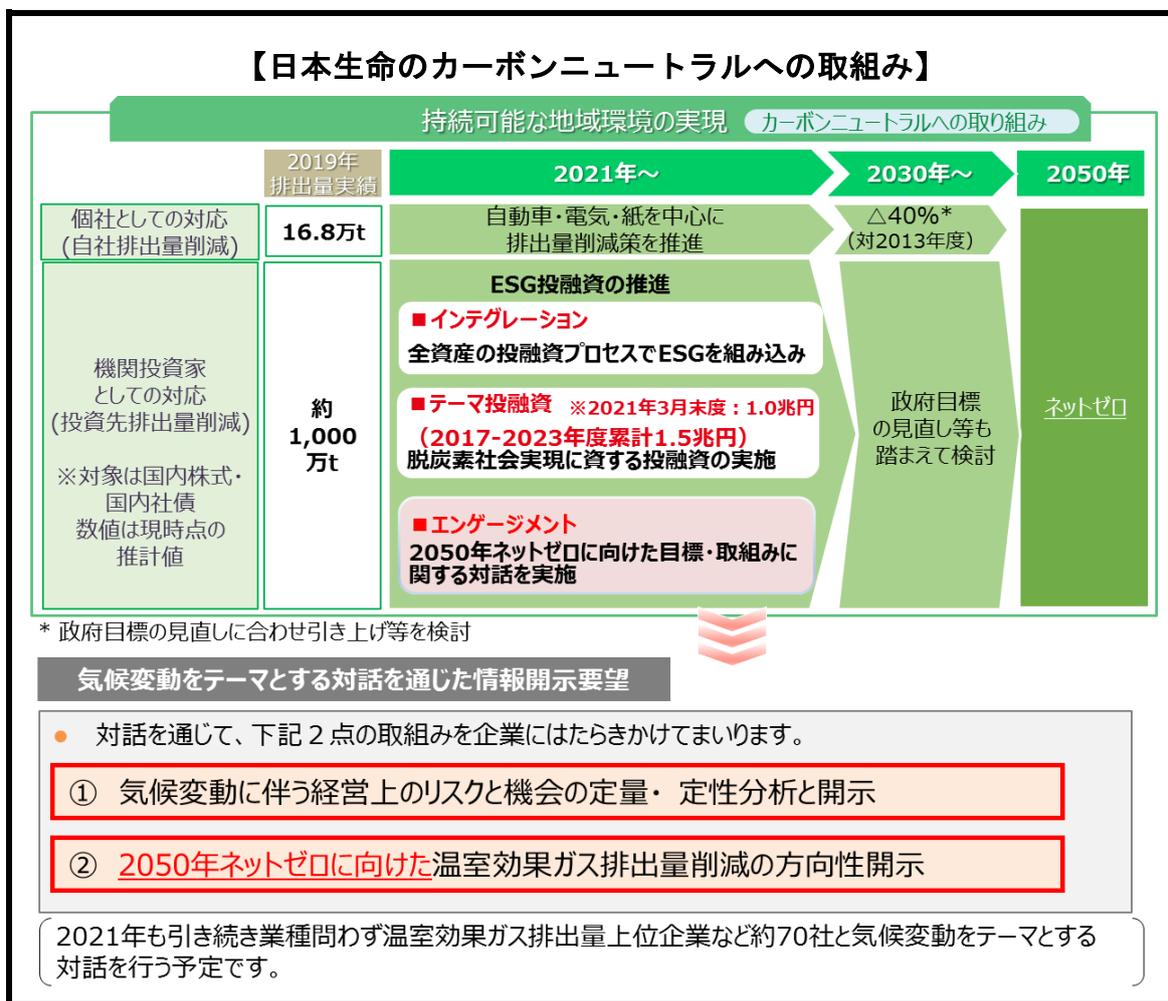
## (5) E (環境)・S (社会) をテーマとする対話②【気候変動】

<2050年ネットゼロに向けた対話を継続>

当社は自社排出量及び投資先排出量を2050年にネットゼロとする目標を設定しています。

ネットゼロ目標達成に向け、機関投資家としてはESG投融資等の取組を推進しており、ステークホルダーシップ活動においても、気候変動をテーマとする対話を継続強化しております。

特に2020年より2点の情報開示要望を公表し、対話を通じて企業の気候変動問題に関する取組みを後押ししております。

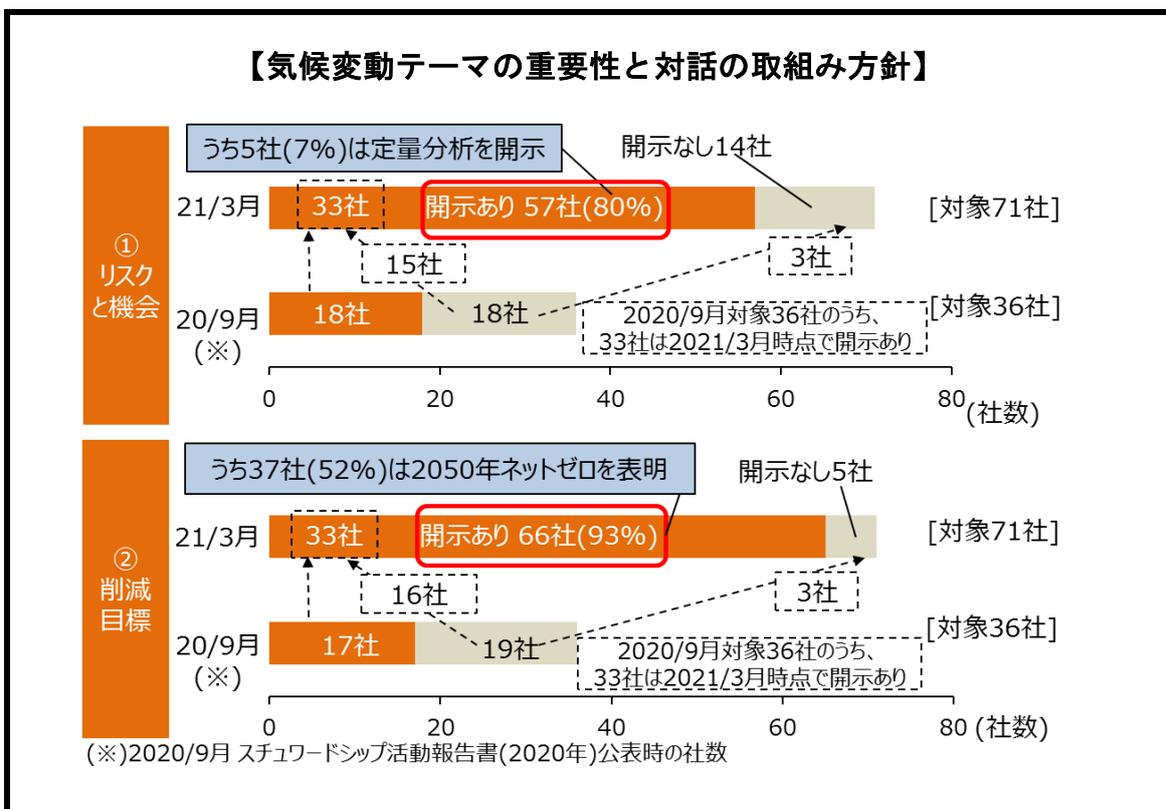


<情報開示要望の継続強化>

2020年に気候変動をテーマとする対話を実施した温室効果ガス排出量上位等71社は、投資家との対話や企業の意識の高まり等を反映し、①・②ともに8割以上の企業に開示いただいております。

今後も温室効果ガス排出量上位企業等と気候変動をテーマとする対話を継続し、2050年ネットゼロに向けた目標・取組みの開示やリスクと機会の定量分析等更なる情報開示の充実・高度化を要望してまいります。

また、各企業の2030年に向けた削減取組みの進捗状況の確認・取組みの後押しも実施してまいります。



<議決権行使精査要領への反映>

今回公表した議決権行使精査要領(2021年9月)に気候変動に関する「反対となる主な例」を新たに追記し、該当企業には議決権行使を今後検討してまいります。

**【議決権行使精査要領への反映】**

精査基準：5. 取締役の選任議案 - (口)取締役の選任 - ④その他	
➤ 環境・社会・ガバナンス(ESG)の観点から著しく不適切と考えられる場合	
追記内容	<p>&lt;反対となる主な例&gt; - (口) - ④その他の例</p> <p>・温室効果ガス排出量上位企業等において、複数年に亘る対話を通じての働きかけにも関わらず、課題の解決に向けた取組姿勢が確認できない場合</p>

## 第5章 議決権行使結果（2020年7月～2021年6月）

2020年（2020年7月～2021年6月）の議決権行使は、対象企業（会社提案ベース）は1,528社、会社提案に1件以上反対した企業は71社となりました。また、会社提案4,876議案、株主提案146議案について議決権を行使し、会社提案に反対した議案は86議案となりました。

その結果は、反対比率1.8%（前年比+0.1%）となりました。主な要因は、独立社外取締役の選任が進み反対数が減少した一方、2019年より新たに設定した少数株主利益保護の論点での反対数が増加したこと等です。

### 【議決権行使の状況（企業数ベース・会社提案）】

	対象企業数	論点無し (賛成)	重要な論点がある先			反対比率	
			賛成	反対	棄権		
合計	1,528社	1,268社	260社	189社	71社	0社	4.6%

### 【会社提出議案及び株主提出議案に対する議決権行使の状況】

会社提案	議案数 (①)	論点なし (賛成)	重要な論点がある議案数			反対比率(②/①)		
			賛成	反対(②)	棄権	前年比		
取締役の選解任 (*1)	1,878	1,642	236	179	57	0	3.0%	+0.3%
うち業績低迷・低配当性向	187	0	187	151	36	0	19.3%	-
うち社外役員 (独立性・低出席等)	22	2	20	7	13	0	59.1%	-
うち少数株主利益保護	42	7	35	25	10	0	23.8%	-
うち不祥事等	16	11	5	5	0	0	0.0%	-
監査役の選解任 (*1)	818	811	7	3	4	0	0.5%	▲0.2%
うち社外役員 (独立性・低出席)	5	0	5	1	4	0	80.0%	-
会計監査人の選解任	40	40	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
役員報酬 (*2)	628	589	39	38	1	0	0.2%	▲0.7%
うち業績低迷・配当性向	35	0	35	34	1	0	2.9%	-
退職役員の退職慰労金の支給	111	93	18	13	5	0	4.5%	▲0.2%
うち業績低迷・配当性向	18	0	18	13	5	0	27.8%	-
剰余金の処分	1,022	988	34	25	9	0	0.9%	▲0.2%
うち配当性向	35	1	34	25	9	0	25.7%	-
組織再編関連 (*3)	27	27	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
買収防衛策の導入・更新・廃止	44	36	8	7	1	0	2.3%	▲0.3%
うち業績低迷	8	0	8	8	0	0	0.0%	-
うち企業価値を毀損するスキーム	2	0	2	0	2	0	100.0%	-
その他資本政策に関する議案 (*4)	22	21	1	0	1	0	4.5%	▲8.0%
定款に関する議案	286	278	8	0	8	0	2.8%	+1.8%
うち剰余金処分の取締役会授權	24	16	8	0	8	0	33.3%	-
その他の議案	0	0	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
<b>合計</b>	<b>4,876</b>	<b>4,525</b>	<b>351(*5)</b>	<b>265</b>	<b>86</b>	<b>0</b>	<b>1.8%</b>	<b>+0.1%</b>
(社数ベース合計)	(1,528社)	(1,268社)	(260社)	(189社)	(71社)		(4.6%)	

株主提案	議案数	賛成	反対	棄権
	146	0	146	0

\*1 親議案ベース  
 \*2 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等  
 \*3 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等  
 \*4 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等  
 \*5 重要な論点がある議案数比率は7.2%

当社の議決権行使の判断基準をご理解いただくために、「資料①：対話及び議決権行使の事例集（2）議決権行使の判断事例」（P45～69）に、上記表の重要な論点がある議案のうち賛成・反対した双方の判断事例を対比して、主な議案の種類ごとに説明しております。

## 第6章 日本版スチュワードシップ・コードの諸原則への取組と自己評価

原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
-----	---

### 当社の取組 : コンプライ

当社は、生命保険契約というご契約者との長いお約束を守り、より多くの配当を長期・安定的にお支払することを使命とし、資産運用に取り組んでおります。

運用する資産はご契約者からお預かりした保険料の集積であり、一般的に生命保険契約では一定の運用利回りをご契約者に保証していることから、こうした資産特性や生命保険事業の使命・公共性をふまえ、投資にあたっては長期的な視点で、安全性・収益性・流動性・公共性を勘案しております。

株式・社債投資におきましても、長期保有を前提とした投資を行い、中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

したがって、当社のスチュワードシップ活動においては、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業と相互に信頼関係を構築しながらWin-Winの関係のもとで、ともに中長期的な観点から企業価値向上に取り組むことが望ましいと考えており、環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献し、企業価値向上の果実を享受するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

当社では、こうしたスチュワードシップ活動への考え方や取組方針をまとめた「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」を策定し公表しております。詳細につきましては、「第2章(3) 当社のスチュワードシップ活動の基本的な考え方」(P8)をご参照ください。

原則1 自己評価	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 2020年3月の再改訂版スチュワードシップ・コードの内容を踏まえ、当活動報告書を毎年更新し、2021年9月にホームページにて公表しております。</li><li>✓ 上記の「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」にもとづき適切に対応しており、今後も必要があると判断した場合には、適宜見直しを実施してまいります。</li></ul>
-------------	---

原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
------	--

## 当社の取組 : コンプライ

当社は、保険業法等の定めに従い、利益相反管理方針を定め、ご契約者の利益の保護に万全を尽くすため、ご契約者の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理する体制を整備しております<sup>8</sup>。

特に、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型として、以下のようなケースを特定し、適切に対応しております。

- (1) 保険契約等の取引が多い投資先企業への議決権行使にあたって、保険契約等への影響を考慮し、賛否判断が歪められる懸念がある事象
- (2) 代理店として保険販売が多い投資先企業への議決権行使にあたって、保険販売への影響を考慮し、賛否判断が歪められる懸念がある事象
- (3) 当社役員・従業員が取締役を兼務している投資先企業への議決権行使にあたって、賛否判断が歪められる懸念がある事象

利益相反の防止に向け、営業部門と資産運用部門を分離し、保険取引関係等の有無に関わらず、資産運用部門が独立して判断を行う態勢を構築しております。また、上記で特定した利益相反が生じ得る類型に該当する投資先企業については、2017 年度に新設した、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」において、利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、議決権行使プロセスのガバナンス強化や利益相反管理態勢の高度化を図っております。詳細につきましては、「第2章(4)当社のスチュワードシップ活動の体制」(P 11～15)をご参照ください。

当委員会は、当該分野に精通する社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ることを特徴としており、当社のスチュワードシップ活動を一層充実させ、より効果的なものにするべく努めてまいります。

加えて、当社の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社と保険取引が多い企業や代理店としての保険取扱高が多い企業等の議案を重要議案と定め、そのうち議決権行使精査要領に抵触した議案について、事前に審議を行っております。また、議決権行使後にも、利益相反管理の観点から、保険取引等に影響を及ぼしていないか検証を実施しております。

<sup>8</sup> 当社の利益相反管理方針については、以下URLをご参照ください。  
<http://www.nissay.co.jp/info/rieki.html>

なお、当委員会の設置や委員の選定にあたっては、取締役会で議論し決議しております。また、当委員会での審議内容は必要に応じ、取締役会に報告しております。

原則2 自己評価	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 当社では、利益相反管理方針を定めており、特に、スチュワードシップ活動において、重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型を特定し、適切に対応しました。なお、利益相反が生じ得る主な類型については必要に応じ、適宜見直しを実施してまいります。</li><li>✓ 2017年度に新設した、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」において、重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型にもとづき抽出した投資先企業の議案の賛否案等について、利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、議決権行使プロセスのガバナンス強化や利益相反管理態勢の高度化を継続的に図っております。（2020年（2020年7月～2021年6月）における諮問委員会は2020年9月、2021年3月、2021年6月に開催）。</li></ul>
-------------	--

原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
------	---

**当社の取組** : コンプライ

当社は、株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えたアナリストやポートフォリオ・マネージャーのほか、対話専管人材を含むスチュワードシップ推進チームが中心となり、企業訪問や対話、実地調査、情報収集などを通じ、企業の業績や財務状況、業界動向等を把握すると同時に、企業価値に影響を与える国内外の景気動向等の外部環境についても、日々把握に努めております。社債投資においても、担当アナリストが中心となり、企業の業績や財務状況、外部環境等の把握に努めております。

また、投資先企業の株主総会における議決権行使判断を行うにあたっては、情報収集や対話などを通じ、個別企業の状況の把握に努めております。

原則 3 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2020年（2020年7月～2021年6月）に投資先企業に対話を実施した総数は747社となりました。</li> <li>✓ スチュワードシップ専管人材を含む11名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計17名がスチュワードシップ活動に従事しており、株式投資の高度な専門知識を備えたアナリストとも協働し、企業との対話や実地調査、情報収集などを通じて、企業の業績や財務状況、業界動向等の的確な把握に努め、適切にスチュワードシップ活動に取り組んでおります。</li> <li>✓ また、対話推進ミーティングを実施することで、対話専管人材やアナリスト等の複数の視点で、対話先企業の的確な状況把握に努めると共に、対話方針や好取組事例の共有を図っております。</li> <li>✓ 社債投資においても、担当アナリスト4名が企業の的確な状況把握に努めるとともに、国内株式の対話の視点もふまえながらスチュワードシップ活動を行っております。</li> <li>✓ 中長期の機関投資家として持続的な企業の成長を支援していく観点から、ESG等、非財務情報を含めた的確な状況把握に努めると共に、対話先企業のリスクへの対応や事業機会に繋げる為の取組みを引き続きサポートしてまいります。</li> </ul>
--------------	--

原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
------	---

## 当社の取組 : コンプライ

当社は、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

対話にあたっては、株式・社債ともに経営戦略・事業戦略や財務戦略など、様々なテーマについてヒアリングを行い、企業の状況を把握してまいります。また、株式投資においては、議決権行使に係る重要な論点がある企業に対しては、当社の考え方や論点を伝えることにより、課題認識の共有化と論点の解消に向けた取組みをサポートしております。さらに、長期的な視点にもとづき、PDCAの観点から対話の履歴を継続的に振り返りつつ、対話の成果を確認しております。

このほか、生命保険協会として日本の株式市場活性化に向けて、1974年から47年間にわたり継続して提言活動<sup>9</sup>を実施しております。当該活動では、企業と投資家に対しアンケート調査を実施し、業界としての提言を発信しているほか、アンケートに協力いただいた企業と投資家、および東証一部上場の全企業に対して調査結果を送付しております。

当社は、当該調査への参画を通じ、企業と投資家の認識相違の分析・把握に努めており、投資先企業との対話をより建設的なものとするよう努めております。

当社では投資先企業の企業価値向上に向けて、年間スケジュール（「第2章（4）－（I）全体像」（P12）参照）に沿って非常に多くの時間と人的資源を投入してスチュワードシップ活動に取り組んでおります。今後も、対話の新たな視点等を随時採り入れながらPDCAを継続的に実施して建設的な対話の実効性を高めつつ、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の一層の充実に努めてまいります。

なお、投資先企業との建設的な対話に資すると判断される場合においては、他の機関投資家と協働して対話を行うことなども検討してまいります。

<sup>9</sup>当該活動の詳細については、以下URLをご参照ください。

<https://www.seiho.or.jp/info/category/news/opinion-securities/>

原則4  
自己評価

- ✓ 2020年（2020年7月～2021年6月、以下同様）は主に収益性や株主還元、コーポレートガバナンスなど議決権行使に係る重要な論点がある企業を対話先として選定し、目標の「約400社」程度の「393社」と対話を実施し、当社の考え方や論点を伝えることにより、課題認識の共有化を図ると共に、引き続き論点の解消に向けた取組みのサポートに努めました。また、長期的な視点にもとづき、対話管理システム（XNETサービス）を活用して対話PDCAを強化し、対話の履歴やその後の企業の状況を継続的に確認してまいりました。
- ✓ またE（環境）・S（社会）の対話は2017年より強化中であり、特に企業価値への影響等の観点で重要な気候変動のテーマは2018年から対話を開始・継続強化し、2020年は71社と対話を行いました。社債投資においても、63回対話を行っており、テーマ型債券の発行やE（環境）・S（社会）を含む非財務情報の開示充実をはたらきかけました。
- ✓ このように、投資先企業の中長期的な企業価値向上と「安心・安全で持続可能な社会」の実現に繋がる対話の実施に努めており、引き続き適切に取り組んでおります。
- ✓ なお、他の機関投資家と協働対話取組みとしては、生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキングへの参加11社で書簡による協働エンゲージメントを実施しております。
- ✓ 2020年（2020年7月～2021年6月）は、重要な論点がある先に対して、情報提供や文書手交運営を通じて、論点解消に向けたはたらきかけを行うとともに、E（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話も継続強化してまいります。

原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
------	--

## 当社の取組 : コンプライ

当社は、全ての保有株式について、議決権行使助言会社等を利用することなく、自ら適切に議決権を行使しております。また、個別議案への賛否判断を行うにあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、建設的な対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、相応の時間と人的資源を投入し、きめ細かく判断しております。

具体的には、議決権行使精査要領にもとづく定量・客観的なスクリーニングを行い、基準に抵触した議案に対して画一的に賛否判断を行うことなく、一社一社対話を行うことで状況の把握に努め、議決権行使に係る重要な論点がある企業に対しては、対話を通じて認識の共有を図り、改善に向けた取組が期待できるかを確認いたします。また、単年度の個別議案への対応にとどまることなく、複数年度にわたり継続的なフォローアップを行い、改善を促すことを重視しております。賛否判断にあたっては、継続的なモニタリングや過去の対話における取組方針の実現状況等も踏まえ、議案ごとに丁寧にきめ細かく判断を行っておりますが、課題認識の共有が図られない場合や企業の取組に変化が見られない場合等には、議案に反対としたり、株式の売却を行ったりしております。議決権行使プロセスの詳細につきましては、「第2章（5）－（IV）議決権行使プロセス」（P23～24）をご参照ください。

### <貸株取引に関する方針>

当社は、運用収益拡大を目的とした貸株取引を行う可能性がありますが、議決権にかかる権利確定日をまたぐ貸株取引は慎重に実施し、取引を行う場合も貸出限度を定めて限定的に行い、議決権の確保に留意いたします。

原則 5  
自己評価

- ✓ 個別議案への賛否判断を行うにあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、建設的な対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、論点の解消について評価できる先であるかという観点から、きめ細かく判断しました。
- ✓ 議決権行使結果については、集計表開示に加え、個別投資先企業ごと及び議案ごとの議決権行使結果、各議案の賛否判断理由について、開示を実施しており、今後も四半期毎に結果開示を実施していく方針です。
- ✓ さらに、当社の議決権行使の判断に対する予測可能性を高める観点から事例を抽出し、その判断の経緯と結果を対比する形で開示しております。また、「議決権行使精査要領」については、各議案に対する当社の基本的考え方や基準の内容等を詳細に開示し、当社の議決権行使に関する予測可能性を高めるために各議案に対する賛否判断の考え方の例を開示しております。
- ✓ このように、当社では、議決権行使に関して、適切に対応しております。
- ✓ なお、「議決権行使精査要領」については、コーポレートガバナンスを巡る議論の動向等も踏まえたうえで、毎年見直しの検討を実施してまいります。

原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
------	--

当社の取組 : コンプライ

当社のスチュワードシップ活動をわかりやすくお伝えする観点から、当文書において、当社の基本的な考え方・スタンスや、投資先企業との対話のテーマ、議決権行使のプロセスなどについて記載し、ホームページにて開示を行っております。また、対話や議決権行使における具体的な取組状況や成果・事例等については、毎年更新を行い、定期的な報告に努めております。

原則 6 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「スチュワードシップ活動報告書」において、当社の基本的な考え方・スタンスや投資先企業との対話のテーマ、議決権行使のプロセスなどについて記載しており、透明性向上や、利益相反懸念払拭に向けて開示内容を継続的に充実させてきております。</li> <li>✓ さらに、対話や議決権行使における具体的な取組状況や成果・事例等については毎年更新を行うなど、定期的な報告に努めることで、引き続き、分かりやすい開示や開示内容の充実に努めてまいります。</li> </ul>
--------------	---

原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
------	---

## 当社の取組 : コンプライ

当社経営陣は、投資先企業の持続的成長に資する環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を行うための体制整備を行い、スチュワードシップ活動にかかわる人材・陣容の充実を図っております。

日本株投資を専門に担当する部署を設置するとともに、株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えた人材およびスチュワードシップ活動を行う専管人材を配置しており、こうした専門性の高い人材が、日々の実務や各種研修会への参加、勉強会の実施などを通じ、一層の能力向上を目指して、日々研鑽に努めております。

社債投資においても、豊富な実務経験や高度な専門知識を備えた担当アナリストが、日々の実務等を通じ、研鑽に努めております。

専管人材の増員や人材育成などによる体制強化を通じ、機関投資家としての更なる「実力」向上に努めるとともに、投資先企業との建設的な対話について、質・量の両面から一層強化してまいります。

また、当該分野に精通する「スチュワードシップ諮問委員会」の社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ること等を通じ、スチュワードシップ活動の改善、ならびに、活動の一層の充実を目指してまいります。

こうしたスチュワードシップ諮問委員会での議論や助言の内容を含め、スチュワードシップ活動全般にわたって当社経営陣は認識を共有しており、今後もスチュワードシップ活動の実行に経営陣が重要な役割・責務を担いつつ取組を推進してまいります。

<p>原則7 自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ スチュワードシップ専管人材を含む11名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計17名がスチュワードシップ活動に従事しており、各種研修会への参加、勉強会の実施、海外へのトレーニー派遣などを通じて、体制整備、専門人材育成の両面から適切に取り組むと共に、対話推進ミーティングを実施し、好取組事例や対話ノウハウの共有を図っております。</li> <li>✓ 社債投資においては、担当アナリスト4名を中心にスチュワードシップ活動を行っており、日々の実務等を通じ、研鑽に努めております。</li> <li>✓ さらに、スチュワードシップ諮問委員会の社外委員の方々からのE（環境）・S（社会）のテーマを含むスチュワードシップ活動全体にわたる助言等を通じ、活動の改善や一層の充実を図っています。</li> <li>✓ 今後も、スチュワードシップ活動のPDCAを継続し、企業との対話の質・量の両面を一層強化してまいります。</li> </ul>
---------------------	---

原則 8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベスト・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである
------	--

当社の取組 : 適用対象外

原則 8 自己評価	✓ 当社は議決権行使助言会社等の機関投資家向けサービス提供者に該当しないため、適用対象外
--------------	--

以 上